

# 卷 末 資 料



## ◇国・県指定等文化財一覧

### 国指定文化財

#### 国宝

	名称又は物件	指定年月日	所 在	所有者	備考
1	富貴寺大堂	昭和 27. 11. 22	豊後高田市田染落 2395 番地	富貴寺	※1
2	宇佐神宮本殿	昭和 27. 11. 22	宇佐市南宇佐 2859 宇佐神宮	宇佐神宮	※1
3	孔雀文磬	昭和 28. 3. 31	宇佐市南宇佐 2859 宇佐神宮	個人	
4	白杵磨崖仏	平成 7. 6. 15	臼杵市大字深田字古園、大字中尾字山玉山・字ホキ	臼杵市	※1

#### 重要文化財

	名称又は物件	指定年月日	所 在	所有者	備考
1	太刀	昭和 25. 8. 29	大分市八幡 987	柞原八幡宮	※1
2	太刀	昭和 25. 8. 29	大分市八幡 987	柞原八幡宮	※1
3	薙刀直シ刀	昭和 25. 8. 29	大分市八幡 987	柞原八幡宮	※1
4	銅造仏像	昭和 25. 8. 29	大分市八幡 987	柞原八幡宮	※1
5	木造十一面観音立像	昭和 25. 8. 29	日田市城町 2 丁目 618 永興寺仏像収蔵庫	永興寺	※1
6	木造兜跋毘沙門天立像	昭和 25. 8. 29	日田市城町 2 丁目 618 永興寺仏像収蔵庫	永興寺	
7	木造毘沙門天立像	昭和 25. 8. 29	日田市城町 2 丁目 618 永興寺仏像収蔵庫	永興寺	
8	木造毘沙門天立像	昭和 25. 8. 29	日田市城町 2 丁目 618 永興寺仏像収蔵庫	永興寺	
9	木造四天王立像	昭和 25. 8. 29	日田市城町 2 丁目 618 永興寺仏像収蔵庫	永興寺	
10	木造阿弥陀如来坐像	昭和 25. 8. 29	豊後高田市田染真木 1796 番地	真木大堂	
11	木造不動明王二童子立像	昭和 25. 8. 29	豊後高田市田染真木 1796 番地	真木大堂	
12	木造大威徳明王像	昭和 25. 8. 29	豊後高田市田染真木 1796 番地	真木大堂	
13	木造四天王立像	昭和 25. 8. 29	豊後高田市田染真木 1796 番地	真木大堂	
14	木造阿弥陀如来坐像	昭和 25. 8. 29	豊後高田市田染落 2395 番地	富貴寺	※1
15	銅板法華経	昭和 25. 8. 29	豊後高田市加礼川 621-2	長安寺	
16	照恩寺宝塔	昭和 25. 8. 29	国東市武蔵町三井寺 407	照恩寺	
17	岩戸寺宝塔	昭和 25. 8. 29	国東市国東町岩戸寺 1222	岩戸寺	
18	泉福寺開山堂	昭和 25. 8. 29	国東市国東町横手 1913	泉福寺	※1
19	木造僧形八幡神坐像・女神坐像	昭和 25. 8. 29	杵築市奈多 229	奈多宮	
20	銅鐘	昭和 25. 8. 29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
21	木造大鷲鷲命坐像・大葉枝皇子坐像・小葉枝皇子坐像・雌鳥皇女坐像・隼総別皇子坐像	昭和 25. 8. 29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
22	白鞘入剣	昭和 25. 8. 29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
23	善光寺本堂	昭和 25. 8. 29	宇佐市下時枝 237	善光寺	
24	木造薬師如来坐像	昭和 25. 8. 29	宇佐市院内町大門 290-2	龍岩寺	
25	木造不動明王坐像	昭和 25. 8. 29	宇佐市院内町大門 290-2	龍岩寺	
26	木造阿弥陀如来坐像	昭和 25. 8. 29	宇佐市院内町大門 290-2	龍岩寺	
27	神角寺本堂	昭和 25. 8. 29	豊後大野市朝地町鳥田 1355	神角寺	
28	銅鐘	昭和 25. 8. 29	竹田市大字竹田 2083 番地 竹田市歴史文化館・由学館	中川神社	
29	田原家五重塔	昭和 29. 3. 20	杵築市大田沓掛	個人	
30	長木家宝塔	昭和 29. 3. 20	国東市国東町東堅来	個人	
31	宝塔	昭和 29. 3. 20	杵築市大田石丸 1412 番地	杵築市	
32	財前家宝塔	昭和 29. 3. 20	杵築市大田小野	個人	
33	宝塔	昭和 29. 3. 20	国東市安岐町朝来	個人	
34	龍岩寺奥院礼堂	昭和 29. 9. 17	宇佐市院内町大門 290-2	龍岩寺	
35	宝篋印塔	昭和 29. 9. 17	臼杵市大字深田字木原 929 の 2 番地	臼杵市	
36	五輪塔	昭和 29. 9. 17	臼杵市大字中尾	個人	
37	九重塔	昭和 29. 9. 17	臼杵市野津町大字王子字中馬場 3089 番地	臼杵市	
38	五輪塔	昭和 29. 9. 17	臼杵市野津町大字八里合字津留平 1162	臼杵市	
39	木造阿弥陀如来立像	昭和 36. 1. 26	豊後高田市長岩屋 1152 鬼会の里	豊後高田市	※1
40	紙本淡彩稲川舟遊図	昭和 37. 6. 21	大分市寿町 2 番 1 号 大分県立美術館	大分県	※1
41	絹本着色歳寒三友雙鶴図	昭和 38. 7. 1	大分市寿町 2 番 1 号 大分県立美術館	個人	※1

42	菅尾磨崖仏	昭和 39.5.26	豊後大野市三重町浅瀬 466	豊後大野市	
43	熊野磨崖仏	昭和 39.5.26	豊後高田市田染平野 2544	豊後高田市	
44	田能村竹田関係資料	昭和 44.6.20	大分市大字上野 865 番地 大分市美術館	大分市	※1
45	三浦梅園遺稿	昭和 44.6.20	国東市安岐町富清 2507 番地 1 国東市三浦梅園資料館	個人	
46	木造太郎天及二童子立像	昭和 45.5.25	豊後高田市加礼川 621-2	長安寺	
47	宇佐宮神領大鏡	昭和 45.5.25	宇佐市南宇佐	個人	
48	木造普賢延命菩薩坐像	昭和 50.6.12	大分市下八幡 1382	大山寺	
49	塑造三尊仏像残欠	昭和 50.6.12	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	地区	
50	行徳家住宅	昭和 50.6.23	日田市大字夜明 3256 番地	日田市	※1
51	後藤家住宅	昭和 50.6.23	大分市荷尾杵	個人	※1
52	神尾家住宅	昭和 50.6.23	中津市山国町守実	個人	※1
53	石甲	昭和 51.6.5	臼杵市大字稲田字林西平 131 番地	臼杵神社	※1
54	大野老松天満社旧本殿	昭和 53.5.31	日田市前津江町大野 833	大野老松天満社	※1
55	大堂壁画	昭和 53.6.15	豊後高田市田染露 2395 番地	富貴寺	
56	綾本著色法華経絵	昭和 54.6.6	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	※1
57	白檀塗浅葱糸威腹巻	昭和 55.6.6	大分市八幡 987	柞原八幡宮	※1
58	木造金剛力士立像	昭和 57.6.5	豊後大野市朝地町鳥田 1355	神角寺	
59	旧矢羽田家住宅	昭和 57.6.11	日田市大山町大字西大山 3603 番 3	日田市	※1
60	薦神社神門	昭和 63.12.19	中津市大字大貞 209	薦神社	
61	願成院本堂	昭和 63.12.19	竹田市大字竹田寺町	願成院	※1
62	木造薬師如来坐像	平成 元.6.12	宇佐市南宇佐 2801	大善寺	※1
63	木造弥勒仏及両脇侍像	平成 元.6.12	宇佐市南宇佐 2077	大楽寺	
64	宇佐神宮造営図	平成 2.6.29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
65	絹本著色放牛光林像	平成 2.6.29	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	龍祥寺	
66	木造大日如来坐像	平成 3.6.21	大分市上野丘 2 丁目 8-27	金剛宝戒寺	
67	柞原八幡宮文書	平成 3.6.21	大分市八幡 987	柞原八幡宮	※1
68	木造四天王立像	平成 5.1.20	宇佐市南宇佐 2077	大楽寺	
69	宋版宏智録	平成 7.6.15	国東市国東町横手 1913	泉福寺	
70	紙本著色遊行上人絵伝	平成 9.6.30	別府市風呂本 1 組	永福寺	※1
71	白水溜池堰堤水利施設	平成 11.5.13	竹田市大字次倉、荻町大字柏原	富士緒井路土地改良区	※1
72	旧日野医院	平成 11.12.1	由布市湯布院町川西	個人	※1
73	虹潤橋	平成 11.12.1	臼杵市野津町大字西畑、豊後大野市三重町菅生	臼杵市・豊後大野市	※1
74	泉福寺仏殿	平成 13.11.14	国東市国東町横手 1913	泉福寺	※1
75	木造俱利迦羅竜剣	平成 16.6.8	杵築市山香町大字小武 1592-1	小武寺	
76	長福寺本堂	平成 18.7.5	日田市豆田町 5-13	長福寺	
77	草野家住宅	平成 21.12.8	日田市豆田町	個人	※1
78	大分県吹上遺跡出土品	平成 22.6.29	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	日田市	
79	柞原八幡宮	平成 23.6.20	大分市八幡 987	柞原八幡宮	※1
80	木造足利尊氏坐像	平成 24.9.6	国東市国東町安国寺 2245	安国寺	
81	銅像観音菩薩立像	平成 24.9.6	中津市 1290 番地 中津市歴史博物館	長谷寺	
82	豊前国宇佐宮絵図	平成 25.6.19	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
83	大分県免ヶ平古墳出土品	平成 26.8.21	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
84	羅漢寺石仏	平成 26.8.21	中津市本耶馬溪町跡田 1501	羅漢寺	※1
85	旧成清家日出別邸	平成 26.9.18	速見郡日出町三ノ丸 2663 番地 他	日出町	※1
86	大分県府内大友氏遺跡出土品	令和 元.7.23	大分市牧緑町 1 番 61 号 大分県立埋蔵文化財センター	大分県	

#### 重要無形文化財

	名称又は物件	指定年月日	所 在	保存会	備考
1	小鹿田焼	平成 7.5.31	日田市源栄町皿山	小鹿田焼技術保存会	

#### 重要有形民俗文化財

	名称又は物件	指定年月日	所 在	所有者	備考
1	傀儡子	昭和 31.4.26	中津市大字伊藤田	古要神社	
2	山香の石風呂	昭和 40.6.9	杵築市山香町山浦	地区	

3	尾崎の石風呂	昭和 43.5.31	豊後大野市緒方町小宛	個人	
4	蒲江の漁撈用具	平成 6.12.13	佐伯市蒲江大字竹野浦河内	佐伯市	

#### 重要無形民俗文化財

	名称又は物件	指定年月日	所 在	保存会	備考
1	修正鬼会	昭和 52.5.17	豊後高田市市長岩屋、国東市国東町岩戸寺・成仏	長岩屋修正鬼会保存会、岩戸寺修正鬼会保存会、成仏寺修正鬼会保存会	
2	古要神社の傀儡子の舞と相撲	昭和 58.1.11	中津市大字伊藤田	古要傀儡子保存会	
3	日田祇園の曳山行事	平成 8.12.20	日田市隈地区・竹田地区・豆田地区	日田祇園山鉦振興会	
4	吉弘楽	平成 8.12.20	国東市武蔵町吉広	吉弘楽保存会	
5	別府明礬温泉の湯の花製造技術	平成 18.3.15	別府市大字鶴見・大字野田	明礬温泉湯の花製造技術保存会	
6	御嶽神楽	平成 19.3.7	豊後大野市清川町宇田枝	御嶽神楽保存会	
7	豊前神楽	平成 28.3.2	中津市、宇佐市、福岡県	大分県豊前神楽保存連合会	

#### 特別史跡

	名称又は物件	指定年月日	所 在	備考
1	臼杵磨崖仏 附 日吉塔、嘉応二年在銘五輪塔、承安二年在銘五輪塔	昭和 27.3.29	臼杵市大字前田・大字深田・大字中尾	

#### 史跡

	名称又は物件	指定年月日	所 在	備考
1	咸宜園跡	昭和 7.7.23	日田市淡窓町	
2	穴観音古墳	昭和 8.2.28	日田市大字内河野	
3	豊後国分寺跡	昭和 8.2.28	大分市国分	
4	大分元町石仏	昭和 9.1.22	大分市元町	
5	高瀬石仏	昭和 9.1.22	大分市高瀬	
6	犬飼石仏	昭和 9.1.22	豊後大野市犬飼町田原	
7	菅尾石仏	昭和 9.1.22	豊後大野市三重町浅瀬	
8	緒方宮迫東石仏	昭和 9.1.22	豊後大野市緒方町久土知	
9	緒方宮迫西石仏	昭和 9.1.22	豊後大野市緒方町久土知	
10	千代丸古墳	昭和 9.5.1	大分市宮苑	
11	築山古墳	昭和 11.9.3	大分市本神崎	
12	岡城跡	昭和 11.12.16	竹田市大字竹田	
13	旧竹田荘 附 田能村竹田墓	昭和 23.1.14	竹田市大字竹田殿町	
14	廣瀬淡窓旧宅及び墓	昭和 23.1.14	日田市中城町・豆田町・港町	
15	熊野磨崖仏 附 元宮磨崖仏及び鍋山磨崖仏	昭和 30.2.15	豊後高田市田染平野・田染真中・田染上野	
16	下山古墳	昭和 32.7.10	臼杵市大字諏訪	
17	鬼塚古墳	昭和 32.11.28	国東市国見町中	
18	葛原古墳	昭和 32.11.28	宇佐市大字葛原	
19	鬼ノ岩屋・実相寺古墳群	昭和 32.11.28	別府市大字北石垣	
20	四日市横穴群	昭和 32.11.28	宇佐市四日市	
21	七ツ森古墳群	昭和 34.5.13	竹田市大字戸上	
22	法恩寺山古墳群	昭和 34.5.13	日田市大字日高	
23	三浦梅園旧宅	昭和 34.5.13	国東市安岐町富清	
24	福沢諭吉旧居	昭和 46.6.22	中津市	
25	法鏡寺廃寺跡	昭和 53.3.14	宇佐市法鏡寺	
26	川部・高森古墳群	昭和 55.3.24	宇佐市川部・高森	
27	岩戸遺跡	昭和 56.3.31	豊後大野市清川町白尾	
28	古宮古墳	昭和 58.5.11	大分市大字三芳	
29	宇佐神宮境内	昭和 61.2.25	宇佐市南宇佐・日足・正覚寺	
30	安国寺集落遺跡	平成 4.4.3	国東市国東町安国寺	
31	ガランドヤ古墳	平成 5.10.13	日田市大字石井	
32	亀塚古墳	平成 8.3.28	大分市里	
33	小迫辻原遺跡	平成 8.10.31	日田市大字小迫	
34	岡藩主中川家墓所	平成 9.9.2	竹田市会々・久住町大字有氏、豊後大野市緒方町寺原	
35	大友氏遺跡	平成 13.8.13	大分市顕徳町・上野丘西・六坊北町	

36	角牟礼城跡	平成 17. 3. 2	玖珠郡玖珠町大字森	
37	横尾貝塚	平成 21. 2. 12	大分市大字横尾	
38	長者屋敷官衙遺跡	平成 22. 2. 22	中津市大字永添	
39	富貴寺境内	平成 25. 10. 17	豊後高田市田染蒨	
40	小熊山古墳・御塔山古墳	平成 29. 2. 9	杵築市大字狩宿	
41	下藤キリシタン墓地	平成 30. 10. 15	臼杵市野津町大字原	
42	杵築城跡	令和 2. 3. 10	杵築市大字杵築	
43	小部遺跡	令和 3. 3. 26	宇佐市大字荒木	

#### 名勝

	名称又は物件	指定年月日	所 在	備考
1	耶馬溪	大正 12. 3. 7	中津市、宇佐市、日田市、玖珠郡九重町・玖珠町	
2	別府の地獄	平成 21. 7. 23	別府市大字鉄輪・野田	
3	旧久留島氏庭園	平成 24. 1. 24	玖珠郡玖珠町大字森	
4	天念寺耶馬及び無動寺耶馬	平成 29. 10. 13	豊後高田市長岩屋・黒土	
5	中山仙境（夷谷）	平成 30. 10. 15	豊後高田市夷	
6	文殊耶馬	平成 30. 10. 15	国東市国東町岩戸寺・大恩寺	

#### 特別天然記念物

	名称又は物件	指定年月日	所 在	備考
1	オオサンショウウオ	昭和 27. 3. 29	大分県ほか、17 府県	
2	カモシカ	昭和 30. 2. 15	大分県ほか、29 都府県	

#### 天然記念物

	名称又は物件	指定年月日	所 在	備考
1	柞原八幡宮のクス	大正 11. 3. 8	大分市八幡	
2	小半鍾乳洞	大正 11. 3. 8	佐伯市本匠大字小半	
3	松屋寺のソテツ	大正 13. 12. 9	速見郡日出町	
4	風連洞窟	昭和 2. 4. 8	臼杵市野津町大字泊	
5	オオサンショウウオ生息地	昭和 2. 4. 8	宇佐市院内町	
6	大杵社の大スギ	昭和 9. 8. 9	由布市湯布院町川南	
7	狩生鍾乳洞	昭和 9. 12. 28	佐伯市大字狩生	
8	耶馬溪猿飛の甌穴群	昭和 10. 6. 7	中津市山国町草本	
9	大岩扇山	昭和 10. 6. 7	玖珠郡玖珠町大字森・帆足	
10	尾崎小ミカン先祖木	昭和 12. 6. 15	津久見市上青江	
11	鷹巣山	昭和 16. 8. 1	中津市山国町、福岡県	
12	高崎山のサル生息地	昭和 28. 11. 14	大分市神崎	
13	大船山のミヤマキリシマ群落	昭和 36. 9. 2	竹田市久住町	
14	九重山のコケモモ群落	昭和 37. 1. 26	竹田市久住町、玖珠郡九重町	
15	イヌワシ	昭和 40. 5. 12	地域を定めて指定	
16	犬ヶ岳ツクシヤクナゲ自生地	昭和 40. 6. 4	中津市耶馬溪町、福岡県	
17	宇佐神宮社叢	昭和 52. 4. 12	宇佐市南宇佐	
18	堅田郷八幡社のハナガガシ林	昭和 53. 3. 11	佐伯市大字長谷	
19	姫島の黒曜石産地	平成 19. 7. 26	東国東郡姫島村	
20	小野川の阿蘇火砕流堆積物及び埋没樹木群	平成 23. 9. 21	日田市大字小野	
21	竹田の阿蘇火砕流堆積物	平成 23. 9. 21	竹田市大字飛田川・挾田・竹田	
22	竹田市神原の大野川水系イワメ生息地	平成 31. 2. 26	竹田市大字神原	

#### 重要伝統的建造物群保存地区

	名称又は物件	選定年月日	所 在	備考
1	日田市豆田町	平成 16. 12. 10	日田市	
2	杵築市北台南台	平成 29. 11. 28	杵築市	

#### 重要文化的景観

	名称又は物件	選定年月日	所 在	備考
1	小鹿田焼の里	平成 20. 3. 28	日田市源栄町	

2	田染荘小崎の農村景観	平成 22. 8. 5	豊後高田市田染小崎及び田染真中の一部	
3	別府の湯けむり・温泉地景観	平成 24. 9. 19	別府市大字鉄輪及び鶴見の各一部	
4	瀬戸内海姫島の海村景観	令和 3. 3. 26	東国東郡姫島村の全域及び接する海域の一部	

## 県指定文化財

### 有形文化財

	名称又は物件	指定年月日	所 在	所有者	備考
1	十三重塔	昭和 28. 3. 1	佐伯市大字上岡	地区	
2	木造薬師如来座像	昭和 28. 4. 20	国東市国東町岩戸寺 1222	岩戸寺	
3	梵鐘	昭和 28. 4. 20	国東市国東町大恩寺 2432	文殊仙寺	
4	銅鏡	昭和 28. 4. 20	豊後高田市草地	地区	
5	木造毘沙門天立像	昭和 30. 5. 27	杵築市山香町大字内河野	地区	
6	梵鐘	昭和 30. 5. 27	杵築市南杵築 379	安住寺	
7	三重塔	昭和 32. 3. 26	臼杵市福良 134	龍原寺	
8	石幢	昭和 32. 3. 26	豊後大野市朝地町上尾塚	個人	
9	石造三重塔	昭和 32. 3. 26	杵築市山香町大字内河野	地区	
10	石造宝塔	昭和 32. 3. 26	国東市武蔵町吉広 2566	西光寺	
11	石造宝塔	昭和 32. 3. 26	豊後高田市田染平野 (近道)	地区	
12	石造宝塔	昭和 32. 3. 26	豊後高田市田染平野 (屋敷)	地区	
13	木造金剛力士立像	昭和 32. 3. 26	宇佐市安心院町松本	地区	
14	平尾社鳥居	昭和 33. 3. 25	豊後大野市千歳町新殿 941	平尾社	
15	石造宝塔	昭和 33. 3. 25	豊後大野市千歳町新殿 651	平尾社	
16	石造宝塔	昭和 33. 3. 25	豊後大野市三重町川辺	地区	
17	石造宝塔	昭和 33. 3. 25	豊後大野市三重町内山 527	蓮城寺	
18	石造宝塔	昭和 33. 3. 25	豊後大野市三重町内山 521	蓮城寺	
19	石造宝塔	昭和 33. 3. 25	国東市国見町伊美 2710	別宮社	
20	石造宝塔	昭和 33. 3. 25	国東市国東町横手 8390	神宮寺	
21	石造宝篋印塔	昭和 33. 3. 25	豊後大野市三重町西泉	地区	
22	石造五輪塔	昭和 33. 3. 25	豊後大野市三重町久田	個人	
23	石造五輪塔	昭和 33. 3. 25	宇佐市安心院町下毛 1858	最明寺	
24	木造阿弥陀如来座像	昭和 33. 3. 25	豊後大野市三重町赤嶺 1461-3	市辺田八幡社	
25	木造大威徳明王像	昭和 33. 3. 25	豊後大野市三重町松尾 1496	吉祥寺	
26	画像石	昭和 33. 3. 25	豊後高田市美和	地区	
27	太刀 銘安綱	昭和 33. 3. 25	日田市豆田町9-7 廣瀬資料館	個人	
28	蔵骨器	昭和 33. 3. 25	佐伯市大手町1丁目2番25号 佐伯市歴史資料館	佐伯市	
29	石造宝塔	昭和 34. 3. 20	速見郡日出町大字藤原字下免 6559 番1	願成就寺	
30	岡板碑	昭和 34. 3. 20	国東市国東町見地	個人	
31	梅遊寺板碑	昭和 34. 3. 20	豊後高田市一畑 663-1	梅遊寺	
32	石造九重塔	昭和 34. 3. 20	国東市国東町北江 961	国東市	
33	川原板碑	昭和 34. 3. 20	国東市国東町川原	個人	
34	鳴板碑	昭和 34. 3. 20	国東市国東町東堅来	個人	
35	護聖寺板碑	昭和 34. 3. 20	国東市安岐町朝来 583	護聖寺	
36	佐田社板碑	昭和 34. 3. 20	宇佐市安心院町佐田 458	佐田社	
37	石造宝塔	昭和 34. 3. 20	杵築市山香町大字内河野	地区	
38	木造薬師如来立像	昭和 34. 3. 20	杵築市山香町大字小武 1592-1	小武寺	
39	木造阿弥陀如来坐像及脇侍	昭和 34. 3. 20	豊後高田市田染路 2395 番地	富貴寺	
40	太刀 銘景則	昭和 34. 3. 20	別府市鶴見	個人	
41	唐草文透彫鏡板	昭和 34. 3. 20		別府市	※2
42	善光寺板碑	昭和 35. 3. 22	宇佐市下時枝 237	善光寺	
43	左荘板碑	昭和 35. 3. 22	国東市国東町赤松	地区	
44	木造薬師如来坐像及び十二神将	昭和 35. 3. 22	豊後高田市黒土 1475	無動寺	
45	木造薬師如来坐像	昭和 35. 3. 22	豊後高田市黒土 1475	無動寺	
46	木造大日如来坐像	昭和 35. 3. 22	豊後高田市黒土 1475	無動寺	
47	梵鐘	昭和 35. 3. 22	宇佐市南宇佐 2077	大楽寺	

48	池大雅筆障壁書画	昭和 35.3.22	中津市 1903 番地	自性寺	
49	到津文書	昭和 35.3.22	宇佐市南宇佐	個人	
50	小山田文書	昭和 35.3.22	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	個人	
51	永弘文書	昭和 35.3.22	宇佐市南宇佐	個人	
52	入江文書	昭和 35.3.22	杵築市南杵築	個人	※1
53	詫摩文書	昭和 35.3.22	大分市大字国分	個人	
54	都甲文書	昭和 35.3.22	大分市王子西町 14 番 1 号 大分県立先哲史料館	個人	
55	八幡宇佐宮御託宣集	昭和 35.3.22	杵築市奈多 229	奈多宮	
56	八幡宇佐宮御託宣集	昭和 35.3.22	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
57	八幡宇佐宮御託宣集	昭和 35.3.22	大分市八幡 987	杵原八幡宮	※1
58	仏光寺六地藏石幢	昭和 36.3.14	由布市湯布院町川北 515	佛光寺	
59	木造阿彌陀如来立像	昭和 36.3.14	国東市安岐町糸永 1339	瑠璃光寺	
60	生桑寺大般若経及び裏文書	昭和 36.3.14	杵築市八坂 1669	生桑寺	
61	絹本着色稲葉家歴代藩主画像	昭和 36.3.14	臼杵市大字二王座 197	月桂寺	
62	紙本墨書不死吟田能村竹田筆	昭和 36.3.14	竹田市大字竹田 2083 番地 竹田市歴史文化館・由学館	竹田市	
63	絹本着色伊藤鏡河像田能村竹田筆	昭和 36.3.14	竹田市大字竹田 2083 番地 竹田市歴史文化館・由学館	竹田市	
64	板碑	昭和 38.2.15	杵築市山香町大字山浦	個人	
65	国東塔	昭和 38.2.15	杵築市山香町大字山浦	地区	
66	石人	昭和 39.2.21	日田市大字高瀬	個人	
67	国東塔	昭和 40.3.9	杵築市大田永松 200	田原宮八幡社	
68	富貴寺笠塔婆	昭和 40.3.9	豊後高田市田染藩 2395 番地	富貴寺	
69	石幢	昭和 40.3.9	豊後大野市朝地町池田	個人	
70	石幢	昭和 40.3.9	豊後大野市清川町宇田枝	個人	
71	刀	昭和 40.3.9	大分市田尻	個人	
72	須恵器	昭和 41.3.22	大分市牧緑町 1 番 61 号 大分県立埋蔵文化財センター	国東市	
73	中村文書	昭和 41.3.22	日田市豆田町 9-7 廣瀬資料館	個人	
74	稲葉文書	昭和 41.3.22	臼杵市吉小野 4296 番地 臼杵市文化財管理センター	臼杵市	
75	銅経筒	昭和 42.3.31	豊後大野市三重町内田 881 番地 豊後大野市資料館	三宮神社	
76	銅経筒	昭和 42.3.31	豊後大野市三重町内田 881 番地 豊後大野市資料館	大行事八幡社	※1
77	銅罎口	昭和 42.3.31	国東市国東町大恩寺 2432	文殊仙寺	
78	北辰神社	昭和 43.3.29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
79	高倉	昭和 43.3.29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
80	西大門	昭和 43.3.29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
81	南中楼門	昭和 43.3.29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
82	呉橋	昭和 43.3.29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
83	石幢	昭和 43.3.29	国東市国東町岩戸寺 1222	岩戸寺	
84	神輿	昭和 43.3.29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
85	刀	昭和 43.3.29	大分市森	個人	
86	刀	昭和 43.3.29	大分市高松東	個人	
87	陣道面	昭和 43.3.29	杵築市奈多 229	奈多宮	
88	木造地藏菩薩坐像	昭和 44.3.22	杵築市大田永松	地区	
89	木造聖観音立像	昭和 44.3.22	豊後高田市小田原	地区	
90	木造阿彌陀三尊像	昭和 44.3.22	国東市武蔵町麻田 643	報恩寺	
91	木造阿彌陀如来坐像	昭和 44.3.22	宇佐市法鏡寺 124	任聖寺	
92	木造地藏菩薩立像	昭和 44.3.22	国東市国東町田深 429-1	千光寺	
93	木造不動明王坐像	昭和 44.3.22	国東市国東町横手 4728	行入寺	
94	木造不動明王坐像	昭和 44.3.22	豊後高田市黒土 1475	無動寺	
95	木造不動明王坐像	昭和 44.3.22	豊後高田市大岩屋 401-1	応曆寺	
96	木造千手観音立像	昭和 44.3.22	速見郡日出町 2830	蓮華寺	
97	木造毘沙門天立像	昭和 44.3.22	杵築市南杵築 1539 番地	妙経寺	
98	木造地藏菩薩立像	昭和 44.3.22	国東市国見町岐部 1806	胎蔵寺	
99	木造大日如来坐像	昭和 44.3.22	国東市国見町岐部 1806	胎蔵寺	
100	木造観音菩薩立像	昭和 44.3.22	国東市国見町櫛来 3395	永明寺	
101	木造如来立像	昭和 44.3.22	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	万徳寺	
102	木造薬師如来坐像	昭和 44.3.22	国東市国見町櫛海 1532	万福寺	
103	木造釈迦三尊像	昭和 44.3.22		地区	※2



104	木造二天王立像	昭和 44. 3. 22	国東市国見町野田	地区	
105	木造不動明王坐像	昭和 44. 3. 22	大分市上野丘 2 丁目 8 番 27 号	金剛宝戒寺	
106	絹本着色仏涅槃図	昭和 44. 3. 22	宇佐市南宇佐 2077	大楽寺	
107	絹本着色仏涅槃図	昭和 44. 3. 22	速見郡日出町石道 1921	松屋寺	
108	絹本着色仏涅槃図	昭和 44. 3. 22	速見郡日出町 2830	蓮華寺	
109	絹本着色肖像画	昭和 44. 3. 22	速見郡日出町石道 1921	松屋寺	
110	五鈷杵	昭和 44. 3. 22	宇佐市南宇佐 2077	大楽寺	
111	懸仏	昭和 44. 3. 22	国東市国東町横手 8378 番地	神宮寺	
112	密教法具	昭和 44. 3. 22	国東市国東町横手 8378 番地	神宮寺	
113	八幡奈多宮縁起箱	昭和 44. 3. 22	杵築市奈多 229	奈多宮	
114	岐部文書	昭和 44. 3. 22	国東市国見町岐部	個人	
115	八幡鳥居	昭和 44. 3. 22	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
116	石造五輪塔	昭和 45. 3. 31	臼杵市大字深田字古園 1936 番の 2	日吉神社	
117	石造五輪塔	昭和 45. 3. 31	豊後大野市千歳町新殿	地区	
118	石造国東塔	昭和 45. 3. 31	国東市国見町千灯	個人	
119	木造不動明王立像	昭和 45. 3. 31	大分市八幡 987	柞原八幡宮	
120	木造女神形坐像	昭和 45. 3. 31	大分市八幡 987	柞原八幡宮	
121	木造祖師形坐像	昭和 45. 3. 31	大分市八幡 987	柞原八幡宮	
122	木造菩薩形坐像	昭和 45. 3. 31	大分市八幡 987	柞原八幡宮	
123	板彫多聞天立像	昭和 45. 3. 31	大分市八幡 987	柞原八幡宮	
124	板彫不動明王立像	昭和 45. 3. 31	大分市八幡 987	柞原八幡宮	
125	紙本着色由原八幡宮縁起絵巻	昭和 45. 3. 31	大分市八幡 987	柞原八幡宮	※1
126	紺紙金泥増忉阿含経	昭和 45. 3. 31	大分市八幡 987	柞原八幡宮	
127	山水蒔絵縁起絵巻納箱	昭和 45. 3. 31	大分市八幡 987	柞原八幡宮	
128	石造国東塔	昭和 46. 3. 23	国東市安岐町両子 1548 番地	両子寺	
129	笠塔婆	昭和 46. 3. 23	由布市庄内町柿原	個人	
130	板碑	昭和 46. 3. 23	由布市庄内町淵	個人	
131	宝塔及び五輪塔	昭和 46. 3. 23	由布市庄内町龍原	個人	
132	宝塔	昭和 46. 3. 23	由布市庄内町大龍	個人	
133	木造釈迦如来坐像	昭和 46. 3. 23	豊後高田市市長岩屋 1152-1	天念寺	
134	木造日光月光菩薩立像	昭和 46. 3. 23	豊後高田市市長岩屋 1152-1	天念寺	
135	木造勢至菩薩立像	昭和 46. 3. 23	豊後高田市市長岩屋 1152 鬼会の里	天念寺	
136	木造吉祥天立像	昭和 46. 3. 23	豊後高田市市長岩屋 1152-1	天念寺	
137	木造仮面	昭和 46. 3. 23	豊後高田市田染蒨 2395 番地	富貴寺	
138	紙本着色厩図六曲屏風	昭和 46. 3. 23	大分市上野丘西 23-19	円寿寺	
139	絹本着色柿本人麿図	昭和 46. 3. 23	大分市上野丘西 23-19	円寿寺	
140	蔵骨器	昭和 46. 3. 23	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	個人	
141	軒先丸瓦	昭和 46. 3. 23	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	個人	
142	法鏡寺古瓦	昭和 46. 3. 23	宇佐市法鏡寺	個人	
143	芝原善光寺鬼瓦	昭和 46. 3. 23	宇佐市下時枝 237	善光寺	
144	石戈	昭和 46. 3. 23	宇佐市芝原	個人	
145	弥勒寺古瓦	昭和 46. 3. 23	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
146	其ノ田板碑	昭和 47. 3. 21	豊後高田市田染蒨	個人	
147	富貴寺板碑	昭和 47. 3. 21	豊後高田市田染蒨 2395 番地	富貴寺	
148	大年社板碑	昭和 47. 3. 21	宇佐市安心院町山藏 484	大年神社	
149	石幢	昭和 47. 3. 21	由布市庄内町長野	個人	
150	国東塔	昭和 47. 3. 21	別府市鉄輪	個人	
151	笠塔婆	昭和 47. 3. 21	別府市大字別府字野口原 3030 番地 16 別府市美術館	別府市	
152	石造五輪塔	昭和 47. 3. 21	由布市挾間町挾間	龍祥寺	
153	板碑	昭和 47. 3. 21	国東市国東町深江	地区	
154	板碑	昭和 47. 3. 21	国東市国東町下成仏	個人	
155	板碑	昭和 47. 3. 21	国東市国東町見地	個人	
156	石造五輪塔	昭和 47. 3. 21	豊後大野市三重町赤嶺	個人	
157	石造宝塔	昭和 47. 3. 21	豊後大野市三重町本城	個人	
158	石造五輪塔	昭和 47. 3. 21	豊後大野市三重町川辺	個人	
159	石幢	昭和 47. 3. 21	豊後大野市三重町久田	個人	

160	石幢	昭和 47.3.21	豊後大野市三重町上田原	個人	
161	仁開国東塔	昭和 47.3.21	国東市国見町千灯字寺迫	千燈寺	
162	真覚寺国東塔	昭和 47.3.21	国東市国見町野田	個人	
163	竜蓮寺国東塔	昭和 47.3.21	杵築市大田波多方	地区	
164	石造宝塔	昭和 47.3.21	豊後大野市清川町六種	個人	
165	木造如来坐像	昭和 47.3.21	国東市国見町千灯 558-1	千燈寺	
166	木造観音菩薩立像	昭和 47.3.21	国東市国見町野田	地区	
167	木造阿弥陀如来坐像	昭和 47.3.21	日田市大日町	地区	
168	短刀	昭和 47.3.21	別府市石垣西	個人	
169	刀	昭和 47.3.21	由布市湯布院町川北	個人	
170	余瀬文書	昭和 47.3.21	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
171	円福寺石幢	昭和 48.3.20	竹田市会々2540	円福寺	
172	岩瀬観音堂石造宝塔	昭和 48.3.20	竹田市岩瀬	地区	
173	地藏原石幢	昭和 48.3.20	豊後大野市緒方町大石	地区	
174	三反畑板碑	昭和 48.3.20	豊後大野市緒方町上自在	個人	
175	西岸寺石造宝篋印塔	昭和 48.3.20	豊後大野市三重町久田	個人	
176	井手ノ上石幢	昭和 48.3.20	竹田市神原	個人	
177	北原石造無縫塔	昭和 48.3.20	由布市挾間町鬼崎	個人	
178	慈航寺石造宝塔	昭和 48.3.20	由布市挾間町篠原 204	慈航寺	
179	銅鰐口	昭和 48.3.20	豊後大野市緒方町冬原	地区	
180	呉崎新田檢地帳	昭和 48.3.20	豊後高田市呉崎 1646	興隆寺	※1
181	古羅漢国東塔	昭和 49.3.19	中津市本耶馬溪町跡田	個人	
182	花月園国東塔	昭和 49.3.19	杵築市大田杵掛	個人	
183	諸田越板碑	昭和 49.3.19	杵築市大田小野	個人	
184	西野口五輪塔婆	昭和 49.3.19	別府市大字別府字野口原 3030 番地 16 別府市美術館	別府市	
185	向原石幢	昭和 49.3.19	別府市鉄輪	個人	
186	千燈寺石造宝塔	昭和 49.3.19	国東市国見町千灯	個人	
187	妙吉寺五輪塔	昭和 49.3.19	国東市国見町中	個人	
188	来浦宝篋印塔	昭和 49.3.19	国東市国東町来浦	個人	
189	向畑角塔婆	昭和 49.3.19	国東市国東町岩戸寺	個人	
190	下川久保宝篋印塔	昭和 49.3.19	速見郡日出町藤原	地区	
191	下川久保国東塔	昭和 49.3.19	速見郡日出町藤原	地区	
192	表宝篋印塔	昭和 49.3.19	豊後大野市大野町中土師	個人	
193	表五輪塔	昭和 49.3.19	豊後大野市大野町中土師	個人	
194	長寿庵五輪塔	昭和 49.3.19	豊後大野市大野町長畑	個人	
195	三徳石幢	昭和 49.3.19	豊後大野市大野町夏足	個人	
196	柴山石幢	昭和 49.3.19	豊後大野市千歳町柴山	個人	
197	高添石幢	昭和 49.3.19	豊後大野市千歳町長峰	地区	
198	岩戸橋	昭和 49.3.19	竹田市荻町馬場字岩戸・柏原字岩戸口	竹田市	
199	木造十二神将	昭和 49.3.19	宇佐市院内町大門 290-2	龍岩寺	
200	奈多宮木造神像	昭和 49.3.19	杵築市奈多 229	奈多宮	
201	刀	昭和 49.3.19	由布市挾間町筒口	個人	
202	永松天満宮懸仏	昭和 49.3.19	杵築市大田永松	地区	
203	新宮権現社鰐口	昭和 49.3.19	中津市 1290 番地 中津市歴史博物館	新宮権現社	
204	大太刀	昭和 49.3.19	杵築市奈多 229	奈多宮	
205	岐部氏鰐口	昭和 49.3.19	国東市国見町岐部	個人	
206	神角寺懸仏	昭和 49.3.19	豊後大野市朝地町鳥田 1355	神角寺	
207	老松天満社懸仏	昭和 49.3.19	日田市前津江町大野 837-1 前津江郷土文化保存伝習施設	大野老松天満社	
208	成恒文書	昭和 49.3.19	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県・個人	※1
209	敢語及び梅園詩集版木	昭和 49.3.19	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
210	八幡縁起	昭和 49.3.19	杵築市奈多 229	奈多宮	
211	紙本十六羅漢像	昭和 49.3.19	速見郡日出町石道 1921	松屋寺	
212	天福寺奥院仏像群	昭和 50.3.28	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	地区	
213	大渡石造地藏菩薩像	昭和 50.3.28	豊後大野市緒方町越生	地区	
214	金凝神社木造仮面	昭和 50.3.28	日田市天瀬町五馬市	地区	
215	報恩寺鰐口	昭和 50.3.28	国東市武蔵町麻田 643	報恩寺	

216	新宮権現社懸仏	昭和 50.3.28	中津市 1290 番地 中津市歴史博物館	新宮権現社	
217	庵ノ迫板碑	昭和 50.3.28	豊後高田市梅木	個人	
218	梅遊寺板碑	昭和 50.3.28	豊後高田市一畑 663-1	梅遊寺	
219	名塚板碑	昭和 50.3.28	臼杵市野津町大字八里合	地区	
220	中山板碑	昭和 50.3.28	臼杵市野津町大字宮原	個人	
221	城ヶ平板碑	昭和 50.3.28	臼杵市野津町大字宮原	地区	
222	御嶽権現社宝塔	昭和 50.3.28	別府市東山 1 番地	御嶽権現社	
223	名塚宝塔	昭和 50.3.28	臼杵市野津町大字八里合	地区	
224	新飼宝塔	昭和 50.3.28	豊後大野市犬飼町黒松	個人	
225	竈門氏墓地五輪塔	昭和 50.3.28	別府市野田	地区	
226	細枝石幢	昭和 50.3.28	臼杵市野津町大字東谷	地区	
227	大聖寺宝篋印塔	昭和 50.3.28	豊後大野市犬飼町柴北	個人	
228	祖霊廟宝塔	昭和 50.3.28	由布市庄内町西長宝 842	蓮乗寺	
229	田原若宮八幡社八幡曼陀羅	昭和 50.3.28	杵築市大田永松 200	田原若宮八幡社	
230	臨川庵石幢	昭和 51.3.30	臼杵市野津町大字西畑	地区	
231	慈雲庵石幢	昭和 51.3.30	豊後大野市三重町秋葉	個人	
232	神目寺石幢	昭和 51.3.30	豊後大野市三重町久田	地区	
233	神山石幢	昭和 51.3.30	豊後大野市三重町小坂	個人	
234	的場石幢	昭和 51.3.30	豊後大野市三重町宮野	個人	
235	湯迫石幢	昭和 51.3.30	豊後大野市緒方町栗生	地区	
236	浄運寺宝篋印塔	昭和 51.3.30	豊後大野市三重町内田 95	浄運寺	
237	草三郎大神宮五輪塔婆	昭和 51.3.30	日田市天瀬町馬原	地区	※1
238	宝命寺国東塔	昭和 51.3.30	国東市武蔵町小城 534	宝命寺	
239	大師庵宝塔	昭和 51.3.30	佐伯市宇目大字塩見園	地区	
240	蓮華寺跡五輪塔	昭和 51.3.30	宇佐市院内町小坂	個人	
241	延寿寺石殿	昭和 51.3.30	豊後高田市田染小崎 2085-1	延寿寺	
242	芝尾板碑	昭和 51.3.30	臼杵市野津町大字老松	個人	
243	佐伯城三ノ丸櫓門	昭和 51.3.30	佐伯市大手町 1 丁目 1 番 1 号	佐伯市	
244	木造阿弥陀如来坐像	昭和 51.3.30	国東市国東町田深 429-1	千光寺	
245	木造釈迦如来坐像	昭和 51.3.30	国東市国東町富来浦 238	万弘寺	
246	木造地藏菩薩坐像	昭和 51.3.30	中津市本耶馬溪町西谷	地区	
247	木造菩薩形坐像	昭和 51.3.30	中津市本耶馬溪町西谷	地区	
248	岩戸寺石造金剛力士立像	昭和 51.3.30	国東市国東町岩戸寺 1222	岩戸寺	
249	刀	昭和 51.3.30	別府市鶴見	個人	※1
250	太刀	昭和 51.3.30	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	個人	※1
251	神宮寺懸仏	昭和 51.3.30	国東市国東町横手 8378 番地	神宮寺	
252	胎藏寺懸仏	昭和 51.3.30	豊後高田市田染平野 2579	胎藏寺	※1
253	烏宿神社鰐口	昭和 51.3.30	日田市大山町西大山 5417	烏宿神社	
254	山中薬師堂鰐口	昭和 51.3.30	日田市天瀬町出口	個人	
255	老松神社銅鉢	昭和 51.3.30	日田市大字友田 2893-44 日田市埋蔵文化財センター	老松神社	
256	芝尾一乗妙典一万部塔	昭和 51.3.30	臼杵市野津町大字老松	個人	
257	大迫磨崖大日如来坐像	昭和 51.3.30	豊後大野市千歳町長峰	地区	
258	真玉寺石殿	昭和 52.3.31	豊後高田市西真玉 3105	真玉寺	
259	宮脇宝塔	昭和 52.3.31	豊後大野市犬飼町黒松	個人	
260	オダニの車橋	昭和 52.3.31	由布市庄内町櫟木	地区	
261	上津神社一ノ鳥居	昭和 52.3.31	豊後大野市大野町片島 1754	上津神社	
262	紙本着色風俗画	昭和 52.3.31	大分市寿町 2 番 1 号 大分県立美術館	宗玄寺	
263	絹本彩色弘法大師画像	昭和 52.3.31	豊後大野市三重町内山 527	蓮城寺	
264	木造如来形坐像	昭和 52.3.31	豊後大野市三重町内田 881 番地 豊後大野市資料館	熊野社	
265	木造不動明王坐像残欠	昭和 52.3.31	豊後大野市三重町内田 881 番地 豊後大野市資料館	熊野社	
266	上津神社鰐口	昭和 52.3.31	豊後大野市大野町片島	上津神社	
267	羽田家鰐口	昭和 52.3.31	豊後大野市三重町内田 881 番地 豊後大野市資料館	個人	
268	智恩寺国東塔	昭和 53.3.31	豊後高田市鼎 1351	智恩寺	
269	屋成家墓地国東塔	昭和 53.3.31	中津市本耶馬溪町東屋形	個人	
270	下辻異形国東塔	昭和 53.3.31	玖珠郡九重町松木	個人	
271	妙楽寺板碑	昭和 53.3.31	宇佐市木内 326	妙楽寺	

272	神内釈迦堂石幢	昭和 53.3.31	佐伯市直川大字赤木	地区	
273	松尾五輪塔	昭和 53.3.31	臼杵市野津町大字亀甲	個人	
274	小河内山神社宝篋印塔	昭和 53.3.31	豊後高田市黒土 5374	小河内山神社	
275	古沢家石幢	昭和 53.3.31	竹田市久住町白丹	個人	
276	金丸宝篋印塔	昭和 53.3.31	宇佐市金丸	地区	
277	稲積山石柱塔婆	昭和 53.3.31	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	地区	
278	妙楽寺木造阿弥陀如来坐像	昭和 53.3.31		妙楽寺	※1・2
279	長安寺国東塔	昭和 54.5.15	豊後高田市加礼川 623-3	長安寺	
280	城山国東塔	昭和 54.5.15	豊後高田市田染真木	地区	
281	宝八幡宮国東塔	昭和 54.5.15	玖珠郡九重町松木 1362-1	宝八幡宮	
282	大内家墓地宝篋印塔	昭和 54.5.15	杵築市大田小野	個人	
283	西専寺宝篋印塔	昭和 54.5.15	杵築市大田永松 106	西専寺	
284	戸崎石幢	昭和 54.5.15	豊後大野市朝地町市万田	地区	
285	滝上石幢	昭和 54.5.15	玖珠郡九重町野上	個人	
286	塔ノ御堂板碑	昭和 54.5.15	豊後高田市小田原	地区	
287	宝八幡宮板碑	昭和 54.5.15	玖珠郡九重町松木 1362-1	宝八幡宮	
288	川上角塔婆	昭和 54.5.15	玖珠郡九重町松木	個人	
289	深田の鳥居	昭和 54.5.15	臼杵市大字深田	地区	
290	玉来神社神像	昭和 54.5.15	日田市天瀬町五馬市 791	玉来神社	
291	五所家刀	昭和 54.5.15	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	個人	
292	安藤家刀	昭和 54.5.15	大分市横尾	個人	
293	福寿寺薬師堂磨崖国東塔	昭和 55.4.8	豊後高田市田染平野	地区	
294	西法寺跡宝塔	昭和 55.4.8	竹田市久住町白丹	個人	
295	滝貞石幢	昭和 55.4.8	宇佐市院内町滝貞	地区	
296	中間石幢	昭和 55.4.8	大分市上志津留	地区	
297	地藏院石幢	昭和 55.4.8	豊後大野市三重町秋葉	地区	
298	王座石幢	昭和 55.4.8	臼杵市大字吉小野	地区	
299	有田石幢	昭和 55.4.8	豊後大野市三重町宮野	地区	
300	小俣道板碑	昭和 55.4.8	杵築市大田小野	地区	
301	風瀬板碑	昭和 55.4.8	臼杵市野津町大字西畑	個人	
302	松木自然石板碑	昭和 55.4.8	玖珠郡九重町松木	個人	
303	万年橋	昭和 55.4.8	大分市寒田 1644	西寒多神社	
304	光明寺木造聖観音立像	昭和 55.4.8	宇佐市松崎 1932	光明寺	
305	永岡家刀	昭和 55.4.8	中津市大字一ツ松	個人	※1
306	五所家刀	昭和 55.4.8	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	個人	※1
307	森家五部大乘経	昭和 55.4.8	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	個人	
308	後藤家石幢	昭和 56.3.31	豊後大野市清川町天神	個人	
309	耶馬溪橋	昭和 56.3.31	中津市本耶馬溪町曾木・樋田	中津市	
310	ゆずりは両面板碑	昭和 56.3.31	豊後高田市梅木	地区	
311	岳林寺絹本着色仏涅槃図	昭和 56.3.31	日田市北友田 1 丁目 1317	岳林寺	
312	岳林寺木造明極楚俊坐像	昭和 56.3.31	日田市北友田 1 丁目 1317	岳林寺	
313	太刀	昭和 56.3.31	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	※1
314	覚正寺支坊石幢	昭和 57.3.30	宇佐市院内町副 860-1	覚正寺	
315	潮観橋	昭和 57.3.30	豊後高田市香々地 3596-1	別宮八幡社	※1
316	とくしん橋	昭和 57.3.30	宇佐市山本	宇佐市	
317	最大寺木造薬師三尊像	昭和 57.3.30	杵築市山香町大字内河野	地区	
318	金剛宝戒寺木造釈迦如来立像	昭和 57.3.30	大分市上野丘 2 丁目 8 番 27 号	金剛宝戒寺	
319	草野文書	昭和 57.3.30	日田市豆田	個人	
320	豊後国諸檢地帳	昭和 57.3.30	大分市王子西町 14 番 1 号 大分県立先哲史料館	大分県	
321	瑞雲寺遺跡出土遺物	昭和 57.3.30	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
322	八坂社石造旧本殿	昭和 58.4.12	杵築市杵築 1162	八坂神社	
323	若宮八幡神社石造橋	昭和 58.4.12	豊後高田市是永町	若宮八幡神社	
324	安養寺国東塔	昭和 58.4.12	豊後高田市中真玉 5560-1	安養寺	
325	雲雀丘国東塔	昭和 58.4.12	豊後高田市臼野	地区	
326	藤ノ木石幢	昭和 58.4.12	豊後大野市犬飼町高津原	地区	
327	梅友庵金銅釈迦如来坐像	昭和 58.4.12	国東市安岐町西本	地区	

328	伊丹家刀	昭和 58.4.12	豊後大野市三重町小坂	個人	
329	徳永家槍	昭和 58.4.12	中津市大字大新田	個人	
330	泉福寺正法眼藏抄	昭和 58.4.12	国東市国東町横手 1913	泉福寺	
331	岬古墳出土遺物	昭和 58.4.12	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
332	森貝塚出土遺物	昭和 58.4.12	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
333	東貝塚出土遺物	昭和 58.4.12	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
334	日隈神社平縁細線式獸帯鏡	昭和 58.4.12	日田市隈 2-7-10 祇園山鉾会館内	日隈神社	
335	蜘蛛取石殿	昭和 59.3.30	国東市安岐町油留木	個人	
336	護聖寺石殿	昭和 59.3.30	国東市安岐町朝来 594-1	護聖寺	
337	八坂社板碑	昭和 59.3.30	国東市安岐町朝来 2588	八坂社	
338	富貴寺石殿	昭和 59.3.30	豊後高田市田染蒔 2395 番地	富貴寺	
339	岩尾板碑	昭和 59.3.30	国東市安岐町朝来	地区	
340	妙見堂木造妙見菩薩坐像	昭和 59.3.30	中津市 1290 番地 中津市歴史博物館	地区	※1
341	文殊仙寺石造十王像	昭和 59.3.30	国東市国東町大恩寺 2432	文殊仙寺	
342	善光寺銅造阿彌陀如来立像	昭和 59.3.30	宇佐市下時枝 237	善光寺	
343	宇佐神宮太刀	昭和 59.3.30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
344	宇佐神宮太刀	昭和 59.3.30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
345	永弘家刀	昭和 59.3.30	宇佐市南宇佐	個人	※1
346	宇佐神宮刀	昭和 59.3.30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
347	宇佐神宮刀	昭和 59.3.30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
348	宇佐神宮刀	昭和 59.3.30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
349	宇佐神宮刀	昭和 59.3.30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
350	宇佐神宮脇差	昭和 59.3.30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
351	宇佐神宮短刀	昭和 59.3.30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
352	宇佐神宮劍	昭和 59.3.30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
353	宇佐神宮短劍	昭和 59.3.30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
354	西雉谷笠塔婆	昭和 60.3.29	日田市上津江町上野田 1659-2	日田市	※1
355	大原八幡宮銅鉾	昭和 60.3.29	日田市田島 2 丁目 184 番地	大原八幡宮	
356	光明寺板碑	昭和 62.3.27	宇佐市佐野 611	光明寺	
357	破亀甲花菱沢瀉軍配紋散蒔絵婚礼調度	昭和 62.3.27	臼杵市吉小野 4296 番地 臼杵市文化財管理センター	臼杵市	
358	木造阿彌陀如来坐像	昭和 63.3.15	豊後大野市犬飼町柴北 1329-1	大聖寺	
359	太刀	昭和 63.3.15	大分市坂ノ市	個人	※1
360	御許山町石	昭和 63.3.15	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
361	吉祥寺木造不動明王立像	平成 元.3.30	豊後大野市三重町松尾 1496-2	吉祥寺	※1
362	石井神社銅鉾	平成 元.3.30	日田市隈 2-7-10 祇園山鉾会館内	石井神社	
363	箭山神社角塔婆	平成 2.3.29	中津市三光田口 3567-1	箭山神社	
364	伊丹家刀	平成 2.3.29	豊後大野市三重町小坂	個人	
365	深水家遺跡出土遺物	平成 2.3.29	中津市 1290 番地 中津市歴史博物館	個人	
366	古羅漢石造観音菩薩坐像	平成 2.3.29	中津市本耶馬溪町跡田	個人	※1
367	泉福寺山門	平成 3.3.26	国東市国東町横手 1913	泉福寺	
368	羅漢寺橋	平成 3.3.26	中津市本耶馬溪町跡田・曾木	中津市	
369	宝陀寺無縫塔	平成 3.3.26	杵築市大田沓掛 1371	宝陀寺	
370	地藏寺石殿	平成 3.3.26	杵築市大田石丸 1327	地藏寺	
371	両子寺木造阿彌陀如来坐像	平成 3.3.26	国東市安岐町両子 1548 番地	両子寺	
372	柞原八幡宮絵図	平成 3.6.21	大分市八幡 987	柞原八幡宮	
373	焼尾塔ノ本国東塔	平成 4.3.27	豊後高田市夷	地区	
374	鳥居橋	平成 4.3.27	宇佐市院内町香下・新洞	宇佐市	
375	十王堂板碑	平成 4.3.27	国東市国見町野田	地区	
376	銅造厨子入菩薩形立像	平成 4.3.27	宇佐市院内町土岩屋	個人	
377	石造地藏菩薩立像及び比丘尼立像	平成 5.3.23	国東市国見町岐部	地区	
378	成田家短刀	平成 5.3.23	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
379	杵築城下町町役所文書	平成 5.3.23	杵築市南杵築 杵築市立図書館	天満社	
380	文殊仙寺石造仁王像	平成 6.3.25	国東市国東町大恩寺 2432	文殊仙寺	
381	安国寺木造地藏菩薩立像	平成 6.3.25	国東市国東町安国寺 2245	安国寺	
382	木造大応国師坐像及び胎内納入品	平成 6.3.25	豊後高田市玉津 495	圓福寺	
383	蓮城寺木造薬師如来三尊像	平成 6.3.25	豊後大野市三重町内山 521	蓮城寺	

384	中尾区木造如来形立像	平成 6.3.25	豊後大野市三重町久田	地区	
385	木造舞楽面	平成 6.3.25	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
386	長安寺の太鼓	平成 6.3.25	豊後高田市加礼川 621-2	長安寺	
387	八坂神社本殿	平成 7.3.10	臼杵市大字臼杵 1	八坂神社	
388	絹本着色快川紹喜画像	平成 7.3.10	臼杵市大字二王坐 197	月桂寺	
389	ガラスドヤ古墳出土品	平成 7.3.10	日田市大字友田 2893-44 日田市埋蔵文化財センター	日田市	
390	朝日宮ノ原遺跡四号中世墓出土品	平成 7.3.10	日田市大字友田 2893-44 日田市埋蔵文化財センター	日田市	
391	末廣神社本殿及び覆屋	平成 8.3.29	玖珠郡玖珠町森 864 番地	末廣神社	※1
392	末廣神社栖鳳楼	平成 8.3.29	玖珠郡玖珠町森 864 番地	末廣神社	
393	絹本着色月桂寺歴代住職画像	平成 8.3.29	臼杵市大字二王坐 197	月桂寺	
394	木造弥勒仏坐像	平成 8.3.29	宇佐市南宇佐 2176	極楽寺	
395	木造釈迦三尊像	平成 8.3.29	国東市安岐町瀬戸田 838	實際寺	
396	木造十一面観音立像	平成 8.3.29	国東市安岐町瀬戸田 838	實際寺	
397	蓮城寺千体薬師像	平成 8.3.29	豊後大野市三重町内山 521	蓮城寺	
398	旧平井家住宅	平成 9.3.25	臼杵市大字臼杵 14-1	臼杵市	
399	経相白衣観音像	平成 9.3.25	臼杵市二王坐 197	月桂寺	
400	木造聖徳太子立像	平成 9.3.25	大分市上野丘 2 丁目 8 番 27 号	金剛宝戒寺	
401	常楽寺鯛口	平成 9.3.25	佐伯市大手町 1 丁目 2 番 25 号 佐伯市歴史資料館	地区	
402	御沓橋	平成 10.3.20	宇佐市院内町御沓	宇佐市	
403	木造阿弥陀如来立像	平成 10.3.20	竹田市荻町馬場 1219-2	妙雲寺	
404	刀	平成 10.3.20	大分市大道町	個人	※1
405	脇指	平成 10.3.20	大分市大道町	個人	※1
406	装飾器台	平成 10.3.20	国東市国東町安国寺 1639-2 国東市歴史体験学習館	国東市	
407	築山古墳出土品	平成 10.3.20	大分市本神崎	地区	
408	教尊寺	平成 11.3.23	大分市本神崎 864	教尊寺	※1
409	下山角塔婆	平成 11.3.23	杵築市山香町大字山浦	個人	
410	老松花原石幢	平成 11.3.23	臼杵市野津町大字老松	個人	
411	床木河野家石幢	平成 11.3.23	佐伯市弥生大字床木	個人	
412	絹本着色阿弥陀来迎図	平成 11.3.23	大分市森 549	専想寺	
413	木造阿弥陀如来立像	平成 11.3.23	大分市森 549	専想寺	
414	巴形銅器	平成 11.3.23	大分市牧緑町 1 番 61 号 大分県立埋蔵文化財センター	大分県	
415	絹本着色中川家歴代藩主画像	平成 12.3.24	竹田市会々 2029	碧雲寺	
416	絹本着色中川家歴代藩主画像	平成 12.3.24	大分市寿町 2 番 1 号 大分県立美術館	西光寺	
417	紙本着色三宅山御鹿狩絵巻	平成 12.3.24	竹田市大字竹田 2083 番地 竹田市歴史文化館・由学館	竹田市	※1
418	備後尾板碑	平成 13.4.3	臼杵市野津町大字八里合	地区	
419	木造男神坐像	平成 13.4.3	竹田市大字拝田原 159	中川神社	※1
420	太刀	平成 13.4.3	豊後大野市三重町市場	個人	※1
421	刀	平成 13.4.3	大分市常行	個人	※1
422	刀	平成 13.4.3	大分市森	個人	※1
423	脇指	平成 13.4.3	臼杵市稲田	個人	※1
424	重藤十王堂石造仏像群	平成 14.3.29	国東市国東町重藤	地区	
425	木造聖観音菩薩坐像	平成 14.3.29	大分市八幡 1382	大山寺	
426	木造十一面観音菩薩立像	平成 14.3.29	大分市永興 10 組	臨濟寺	
427	千燈寺跡石造仁王像	平成 14.3.29	国東市国見町千灯	個人	
428	檜原山の梵字鳥居	平成 15.3.31	中津市耶馬溪町大字中畑 1422	正平寺	
429	泉福寺厨子	平成 15.3.31	国東市国東町横手 1913	泉福寺	
430	薙刀	平成 15.3.31	豊後大野市三重町市場	個人	※1
431	薙刀	平成 15.3.31	豊後大野市三重町井迫	個人	※1
432	経相羅漢図	平成 16.3.30	臼杵市大字末広 455	善徳寺	
433	早吸日女神社本殿	平成 16.3.30	大分市佐賀関 3329	早吸日女神社	
434	早吸日女神社総門	平成 16.3.30	大分市佐賀関 3329	早吸日女神社	
435	早吸日女神社社家	平成 16.3.30	大分市佐賀関 3331-1	早吸日女神社	※1
436	天満社本殿	平成 16.3.30	国東市国東町原 2833-1	天満社	※1
437	四日市別院山門	平成 17.3.29	宇佐市四日市 1425-1	四日市別院	※1
438	明治橋	平成 17.3.29	臼杵市野津町大字野津市	臼杵市	
439	木造地藏菩薩立像	平成 17.3.29	大分市木佐上	地区	

440	宇佐參宮線二六号蒸気機関車	平成 17. 3. 29	宇佐市南宇佐 2197・2199	宇佐市	
441	長湯横穴墓群第七号墓出土品	平成 17. 3. 29	大分市牧緑町1番61号 大分県立埋蔵文化財センター	大分県	
442	木造聖徳太子二歳立像	平成 18. 3. 31	大分市勢家町3丁目1番32号	法専寺	
443	絹本着色涅槃図	平成 18. 3. 31	大分市上野丘2丁目8番27号	金剛宝戒寺	
444	銅造如来立像	平成 19. 3. 30	大分市上野丘2丁目8番27号	金剛宝戒寺	
445	近世絵図資料群	平成 19. 3. 30	臼杵市吉小野4296番地 臼杵市文化財管理センター	臼杵市	
446	妙楽寺経塚出土遺物	平成 20. 3. 28	大分市牧緑町1番61号 大分県立埋蔵文化財センター	宇佐市	
447	大志生木宝篋印塔	平成 21. 3. 17	大分市大字志生木1052-2	西岡神社	
448	臼杵藩御会所日記	平成 21. 3. 17	臼杵市吉小野4296番地 臼杵市文化財管理センター	臼杵市	※1
449	木造男神坐像、女神坐像及び女神坐像	平成 21. 9. 11	竹田市大字神原1822	健男齋日子神社	※1
450	木造聖観音立像	平成 21. 9. 11	竹田市大字城原	地区	
451	旧大原家住宅	平成 22. 3. 30	杵築市杵築207	杵築市	※1
452	木造阿弥陀如来坐像	平成 22. 3. 30	竹田市門田	地区	
453	木造観音菩薩立像	平成 22. 3. 30	竹田市門田	地区	
454	飯塚遺跡出土品 木簡及び墨書土器	平成 22. 3. 30	国東市国東町安国寺1639-2 国東市歴史体験学習館	国東市	
455	惣町大帳及び市令録	平成 22. 3. 30	中津市1290番地 中津市歴史博物館	中津市	
456	王ノ瀬石棺	平成 24. 3. 13	大分市里	地区	
457	宇佐神宮所蔵絵図等	平成 25. 3. 15	宇佐市南宇佐2859	宇佐神宮	
458	竹ノ尾石造地藏菩薩坐像、幻住普応国師像及び宝樹院碑	平成 25. 3. 15	杵築市大字鴨川	個人	
459	木造阿弥陀如来坐像及び観音・勢至菩薩立像	平成 25. 3. 15	佐伯市大字上岡	地区	
460	宇佐宮御祓会絵図	平成 26. 2. 14	宇佐市南宇佐2859	宇佐神宮	
461	泉福寺伝香炉台	平成 26. 2. 14	国東市国東町横手1913	泉福寺	
462	木造無著妙融坐像	平成 26. 2. 14	国東市国東町横手1913	泉福寺	
463	岩室宝篋印塔	平成 26. 2. 14	玖珠郡玖珠町大字岩室	個人	
464	先哲史料館稲葉家文書	平成 26. 2. 14	大分市王子西町14番1号 大分県立先哲史料館	大分県	
465	薦社絵縁起	平成 27. 2. 24	中津市1290番地 中津市歴史博物館	薦神社	
466	木造如来坐像	平成 27. 2. 24	国東市国東町安国寺1639-2 国東市歴史体験学習館	国東市	
467	木造阿弥陀如来立像	平成 27. 2. 24	中津市995番地	浄安寺	
468	日出城隅櫓	平成 28. 2. 23	速見郡日出町字二ノ丸2602番1	日出町	※1
469	木造釈迦如来坐像	平成 28. 2. 23	大分市大字松岡5743番地	長興寺	
470	猪野遺跡出土銅矛	平成 28. 2. 23	大分市大字国分960番地1 大分市歴史資料館	大分市	
471	佐知遺跡十七号遺構出土品	平成 28. 2. 23	大分市牧緑町1番61号 大分県立埋蔵文化財センター	大分県	
472	龍頭遺跡出土編袋	平成 28. 2. 23	大分市牧緑町1番61号 大分県立埋蔵文化財センター	大分県	
473	若宮八幡神社	平成 29. 3. 7	豊後高田市是永町1番地1	若宮八幡神社	※1
474	木造仁王像	平成 29. 3. 7	豊後高田市田染真中2253番地	真木大堂	※1
475	高野山本覚院文書	平成 29. 3. 7	大分市王子西町14番1号 大分県立先哲史料館	大分県	
476	一方平I遺跡出土石器群	平成 29. 3. 7	大分市牧緑町1番61号 大分県立埋蔵文化財センター	大分県	
477	東田室遺跡出土絵画土器	平成 29. 3. 7	大分市牧緑町1番61号 大分県立埋蔵文化財センター	大分県	
478	馬溪橋	平成 30. 2. 6	中津市耶馬溪町大字平田・戸原	中津市	
479	絹本着色十一面観音来迎図	平成 30. 2. 6	国東市国東町横手8378番地	神宮寺	
480	紙本着色隠元・木庵・即非三幅対像	平成 30. 2. 6	大分市田室町9番61号	長福寺	
481	木造観音菩薩立像	平成 30. 2. 6	国東市安岐町両子1548番地	両子寺	
482	石造地藏菩薩坐像	平成 30. 2. 6	豊後高田市田染露2395番地	富貴寺	
483	古後文書	平成 30. 2. 6	玖珠郡九重町大字粟野	個人	
484	元重文書	平成 30. 2. 6	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
485	四日市遺跡木棺墓出土品	平成 30. 2. 6	大分市牧緑町1番61号 大分県立埋蔵文化財センター	大分県	
486	島原藩領田染組村絵図	平成 30. 2. 6	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	豊後高田市	
487	宇佐神宮神能明覧	平成 30. 2. 6	宇佐市南宇佐2859番地	宇佐神宮	
488	紙本着色文殊仙寺境内図	平成 30. 2. 6	国東市国東町大恩寺2432番地	文殊仙寺	
489	豊後国速見郡鶴見七湯廻記	平成 30. 2. 6	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
490	早田国東塔	平成 31. 3. 12	豊後高田市香々地	個人	
491	木造金剛力士立像	平成 31. 3. 12	宇佐市南宇佐2859	宇佐神宮	
492	城山薬師堂四面石仏	平成 31. 3. 12	豊後高田市田染真木	地区	
493	木造薬師如来坐像及び日光・月光菩薩立像	令和 2. 2. 25	速見郡日出町大字藤原字下免6596番1	願成就寺	
494	田尻家文書	令和 2. 2. 25	大分市王子西町14番1号 大分県立先哲史料館	大分県	※1
495	木造十一面観音菩薩立像	令和 3. 3. 2	豊後高田市鍛冶屋町字鍛冶屋町566番1	光嚴寺	

496	木造釈迦如来坐像	令和 3. 3. 2	国東市武蔵町成吉 1089 番地	圓明寺	
497	高傘禮文書	令和 3. 3. 2	宇佐市大字下高	個人	

#### 無形文化財

	名称又は物件	指定年月日	所 在	保存会	備考
1	山内流泳法	昭和 41. 3. 22	臼杵市大字臼杵	臼杵山内流遊泳所	
2	宇佐神宮御神能	昭和 50. 3. 28	宇佐市南宇佐	宇佐神能会	

#### 有形民俗文化財

	名称又は物件	指定年月日	所 在	所有者	備考
1	切支丹柄鏡	昭和 34. 3. 20	佐伯市宇目大字南田原	個人	
2	織部燈籠	昭和 34. 3. 20	中津市 991 番地	円龍寺	
3	辻河原石風呂	昭和 41. 3. 22	豊後大野市緒方町辻	地区	
4	市穴石風呂	昭和 41. 3. 22	豊後大野市緒方町原尻	個人	
5	中ノ原石風呂	昭和 42. 3. 31	豊後大野市緒方町井上	個人	
6	塩石の石風呂	昭和 42. 3. 31	臼杵市大字福良	個人	
7	木造鈴鬼面	昭和 44. 3. 22	国東市安岐町両子 1548 番地	両子寺	
8	杵築高等学校郷土研究部民俗資料コレクション	昭和 45. 3. 31	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
9	庚申塔	昭和 46. 3. 23	豊後大野市千歳町前田	個人	
10	上戸石風呂	昭和 49. 3. 19	豊後大野市緒方町原尻	個人	
11	宇佐神宮能衣裳類	昭和 50. 3. 28	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
12	千燈寺修正鬼会面	昭和 52. 3. 31	国東市国見町千灯 558-1	千燈寺	
13	慈雲寺跡庚申塔	昭和 54. 5. 15	玖珠郡九重町野上	個人	
14	道園庚申塔二基	令和 3. 3. 2	豊後高田市夷	個人	※1

#### 無形民俗文化財

	名称又は物件	指定年月日	所 在	保存会	備考
1	北原人形芝居	昭和 32. 3. 26	中津市大字北原	北原人形芝居保存会	
2	神踊・杖踊	昭和 41. 3. 22	佐伯市大字青山黒沢	富尾神社神踊杖踊保存会	
3	犬山神楽	昭和 41. 3. 22	豊後大野市大野町山代	上津流犬山神楽保存会	
4	千束楽	昭和 41. 3. 22	佐伯市宇目大字千束	千束楽保存会	
5	深山神楽	昭和 41. 3. 22	豊後大野市朝地町市万田	朝地町神楽保存会	
6	緒方神楽	昭和 41. 3. 22	豊後大野市緒方町軸丸	緒方神楽保存会	
7	玖珠神楽	昭和 41. 3. 22	玖珠郡九重町引治	玖珠神楽神祇社	
8	佐伯神楽	昭和 41. 3. 22	佐伯市大字堅田	佐伯神楽保存会	
9	阿鹿野獅子	昭和 41. 3. 22	竹田市大字上坂田	阿鹿野獅子保存会	
10	辻間楽	昭和 41. 3. 22	速見郡日出町豊岡	辻間楽保存会	
11	若宮楽	昭和 41. 3. 22	杵築市宮司	杵築市若宮楽保存会	
12	立石楽	昭和 41. 3. 22	杵築市山香町立石	立石楽継承活動応援隊	
13	ゆたて	昭和 41. 3. 22	竹田市荻町新藤	荻神社ゆたて保存会	
14	磐戸楽	昭和 41. 3. 22	日田市大字西有田	磐戸楽保存会	
15	鶺鴒	昭和 41. 3. 22	日田市大字竹田	鶺鴒保存会	
16	風流・杖踊	昭和 41. 3. 22	臼杵市大字東神野	東神野風流杖踊保存会	
17	風流・杖踊	昭和 41. 3. 22	臼杵市野津町大字西神野	西神野風流杖踊保存会	
18	風流・杖踊	昭和 41. 3. 22	佐伯市弥生大字大坂本	風流・杖踊保存会	
19	大野楽	昭和 41. 3. 22	日田市前津江町大野	大野楽保存会	
20	本城くいち楽	昭和 42. 3. 31	日田市天瀬町本城	本城くいち楽保存会	
21	津島神楽	昭和 43. 3. 29	速見郡日出町豊岡	津島神楽社	
22	蒲江神楽	昭和 43. 3. 29	佐伯市蒲江大字丸市尾浦	富尾神社祭員会	
23	山下岩戸楽	昭和 46. 3. 23	玖珠郡玖珠町大字山下	山下岩戸楽保存会	
24	滝瀬楽	昭和 46. 3. 23	玖珠郡玖珠町大字戸畑	滝瀬楽保存会	
25	別宮社の神楽	昭和 48. 3. 20	国東市国見町伊美	伊美別宮社里楽師	
26	早吸日女神社八人太鼓	昭和 51. 3. 30	佐伯市蒲江大字西野浦	早吸日女神社八人太鼓保存会	※1
27	浅草流松尾神楽	昭和 52. 3. 31	豊後大野市三重町松尾	松尾神楽保存会	
28	奥嶽流上畑獅子舞	昭和 53. 3. 31	豊後大野市緒方町上畑	奥嶽流上畑獅子舞保存会	
29	宝楽	昭和 53. 3. 31	玖珠郡九重町松木	宝楽保存会	



30	町田楽	昭和 53.3.31	玖珠郡九重町町田	町田楽保存会	
31	三輪流白杵神楽	昭和 55.4.8	臼杵市大字白杵	三輪流白杵神楽保存会	
32	葛原神楽	昭和 56.3.31	佐伯市蒲江大字葛原浦	葛原岩戸神楽保存会	
33	桧原マツ	昭和 58.4.12	中津市耶馬溪町大字中畑	桧原まつ保存会	
34	大原八幡宮御田植祭	昭和 59.3.30	日田市田島町	大原八幡宮	
35	上田原湯立神楽	昭和 63.3.15	豊後大野市三重町上田原	上田原俣楽保存会	
36	宮砥神楽	平成 5.3.23	竹田市次倉	宮砥神楽保存会	
37	堅浦霜月祭りの芸能	平成 10.3.20	津久見市堅浦	堅浦古典芸能保存会	
38	奈多宮の御田植祭	平成 12.3.24	杵築市奈多	奈多宮御田植祭保存会	
39	杵築若宮八幡社の御田植祭	平成 12.3.24	杵築市宮司	若宮八幡社御田植祭保存会	
40	諸田山神社の御田植祭	平成 13.4.3	国東市安岐町明治	諸田山神社御田植祭保存会	
41	中津祇園	平成 16.3.30	中津市	中津祇園祭保存協議会	
42	白杵祇園まつり	平成 20.3.28	臼杵市大字白杵	白杵祇園祭保存会	
43	鶴市傘鉾神事	平成 21.3.17	中津市	鶴市花傘鉾神事振興会	
44	大浦楽	平成 24.3.13	玖珠郡玖珠町大字古後	大浦楽保存会	
45	津久見扇子踊り	平成 24.9.18	津久見市津久見浦	津久見扇子踊り保存連絡協議会	
46	宮園楽	平成 29.3.7	中津市耶馬溪町大字宮園	宮園かっぱ楽保存会	
47	御嶽流奥畑神楽	平成 30.2.6	豊後大野市三重町奥畑	御嶽流奥畑神楽保存会	

### 史跡

	名称又は物件	指定年月日	所 在	備考
1	瑞巖寺石仏	昭和 17.6.11	玖珠郡九重町松木	
2	青の洞門	昭和 17.8.10	中津市本耶馬溪町樋田・曾木	
3	白塚古墳	昭和 23.9.10	臼杵市稲田	
4	原のキリシタン墓碑	昭和 24.10.25	竹田市直入町長湯	
5	鬼ヶ城古墳	昭和 24.10.25	玖珠郡玖珠町大字帆足	
6	致道館	昭和 28.4.20	速見郡日出町日出二ノ丸 2594	
7	地下式土坑	昭和 28.4.20	国東市安岐町矢川	
8	狐塚古墳	昭和 28.4.20	国東市国東町富来浦	
9	七双司古墳	昭和 28.4.20	杵築市大字本荘	
10	塚山古墳	昭和 28.4.20	国東市安岐町塩屋	
11	鬼塚古墳	昭和 28.4.20	玖珠郡玖珠町大字小田	
12	磨崖石塔	昭和 28.4.20	佐伯市弥生大字上小倉	
13	線彫板碑	昭和 28.4.20	豊後高田市夷	
14	搔懐キリシタン墓	昭和 28.4.20	臼杵市搔懐	
15	丑殿古墳	昭和 30.5.27	大分市賀来片面	
16	虚空蔵寺塔跡	昭和 32.3.26	宇佐市山本	
17	植野貝塚	昭和 32.3.26	中津市大字植野	
18	檜本磨崖仏	昭和 32.3.26	宇佐市安心院町檜本	
19	普光寺磨崖仏	昭和 32.3.26	豊後大野市朝地町上尾塚	
20	千燈石仏	昭和 32.3.26	国東市国見町千燈	
21	脇蘭室墓	昭和 32.3.26	大分市鶴崎寺司浜	
22	帆足万里墓	昭和 33.3.25	速見郡日出町狐塚	
23	キリシタン洞窟礼拝堂	昭和 33.3.25	竹田市竹田	
24	白濁遺跡	昭和 33.3.25	佐伯市若宮町	
25	浜崎祖形五輪塔群	昭和 34.3.20	国東市国東町浜崎	
26	重岡キリシタン墓	昭和 34.3.20	佐伯市宇目大字重岡	
27	長湯線彫磨崖仏 付石幢	昭和 34.3.20	竹田市直入町大字長湯	
28	楠木生石造五重塔	昭和 34.3.20	大分市下戸次	
29	福真磨崖仏 付 堂ノ迫磨崖仏	昭和 35.3.22	豊後高田市黒土・大岩屋	
30	竹田津元宮遺跡 付 鬼籠列石	昭和 35.3.22	国東市国見町元宮・鬼籠	
31	由布院のキリシタン墓群	昭和 35.3.22	由布市湯布院町川上・川北	
32	府内城跡	昭和 38.2.15	大分市荷揚町1番地・2の1番地	
33	曲石仏 付双塔磨崖連碑	昭和 41.3.22	大分市曲	
34	白杵城跡	昭和 41.3.22	臼杵市白杵	
35	久木小野マンダラ石	昭和 41.3.22	臼杵市久木小野	

36	足曳山両子寺	昭和 41. 3. 22	国東市安岐町両子	
37	五輪塔群	昭和 42. 3. 31	豊後大野市犬飼町田原	
38	口戸磨崖仏 付 磨崖五輪双塔	昭和 44. 3. 22	大分市口戸	
39	毛利空桑旧宅及び塾跡	昭和 45. 3. 31	大分市鶴崎	
40	財前家墓地	昭和 45. 3. 31	杵築市大田小野	
41	田原家墓地	昭和 45. 3. 31	杵築市大田沓掛	
42	岩屋寺石仏	昭和 45. 3. 31	大分市古国府	
43	穴瀬横穴群	昭和 46. 3. 23	豊後高田市美和	
44	凶首塚古墳	昭和 46. 3. 23	宇佐市北宇佐	
45	姪子ヶ原古墳	昭和 46. 3. 23	宇佐市別府	
46	高倉古墳	昭和 46. 3. 23	宇佐市長洲	
47	久々姥古墳	昭和 46. 3. 23	宇佐市猿渡	
48	貴船平・下の裏山横穴群	昭和 46. 3. 23	宇佐市山下・上元重	
49	宝塔及び五輪塔群	昭和 46. 3. 23	由布市庄内町龍原	
50	挾間氏五輪塔群	昭和 47. 3. 21	由布市挾間町挾間	
51	参勤交代道路	昭和 47. 3. 21	大分市今市	
52	道ノ上古墳	昭和 47. 3. 21	豊後大野市三重町赤嶺	
53	大塚古墳	昭和 47. 3. 21	豊後大野市三重町小坂	
54	千燈寺跡	昭和 47. 3. 21	国東市国見町千灯・上岐部	
55	重政古墳	昭和 48. 3. 20	豊後大野市三重町内田	
56	入津原丸山古墳	昭和 49. 3. 19	豊後高田市新栄	
57	猫石丸山古墳	昭和 49. 3. 19	豊後高田市草地	
58	京徳遺跡	昭和 49. 3. 19	宇佐市下敷田	
59	古稻荷古墳	昭和 50. 3. 28	宇佐市法鏡寺	
60	野鹿洞穴	昭和 50. 3. 28	竹田市荻町南河内	
61	竈門氏墓地古塔群	昭和 50. 3. 28	別府市野田	
62	川原隧道と石畳	昭和 51. 3. 30	日田市天瀬町女子畑	
63	坊ノ原古墳	昭和 51. 3. 30	豊後大野市大野町桑原	
64	三角池と薦神社	昭和 51. 3. 30	中津市大字大貞	
65	長岩屋山天念寺	昭和 54. 5. 15	豊後高田市長岩屋	
66	金剛山長安寺	昭和 54. 5. 15	豊後高田市加礼川	
67	石立山岩戸寺	昭和 54. 5. 15	国東市国東町岩戸寺	
68	峨眉山文殊仙寺	昭和 54. 5. 15	国東市国東町大恩寺	
69	下市磨崖仏	昭和 56. 3. 31	宇佐市安心院町下毛	
70	上原遺跡	昭和 56. 3. 31	宇佐市法鏡寺	
71	樋尻道遺跡	昭和 56. 3. 31	宇佐市上田	
72	野口遺跡	昭和 56. 3. 31	宇佐市上田	
73	蓬来山古墳	昭和 56. 3. 31	大分市大字賀来	
74	棒垣遺跡	昭和 57. 3. 30	中津市大字福島	
75	光岡城跡	昭和 58. 4. 12	宇佐市赤尾	
76	川平間歩の跡	昭和 59. 3. 30	中津市三光土田・白木	
77	真玉氏居館跡	昭和 60. 3. 29	豊後高田市西真玉	
78	石坂石畳道	昭和 62. 3. 27	日田市大字花月	
79	毛利空桑墓	昭和 62. 6. 29	大分市常行	
80	城山古墳	平成 元. 3. 30	日田市大字東有田	
81	枹洞穴	平成 2. 3. 29	中津市本耶馬溪町今行	
82	薬師堂山古墳	平成 2. 3. 29	日田市田島町	
83	御塔山古墳	平成 3. 3. 26	杵築市狩宿	
84	立野古墳	平成 4. 3. 27	豊後大野市三重町上田原	
85	虚空蔵寺 1号瓦窯跡	平成 5. 3. 23	宇佐市山本	
86	秋葉鬼塚古墳	平成 6. 3. 25	豊後大野市三重町秋葉	
87	切寄瓦窯跡	平成 7. 3. 10	宇佐市山本	
88	カワラガマ遺跡	平成 8. 3. 29	豊後高田市佐野	
89	吹上遺跡	平成 8. 3. 29	日田市大字小迫	
90	蝙蝠滝舟路跡	平成 9. 3. 25	豊後大野市朝地町上尾塚	
91	月桂寺境内	平成 10. 3. 20	臼杵市二王座	

92	西光寺境内	平成 12. 3. 24	竹田市会々	
93	竜ヶ鼻古墳	平成 14. 3. 29	豊後大野市三重町赤嶺	
94	泉福寺境内	平成 16. 3. 30	国東市国東町横手	
95	朝日天神山古墳	平成 16. 3. 30	日田市大字小迫	
96	妙楽寺経塚	平成 20. 3. 28	宇佐市大字木内	
97	中津城おかい山	平成 21. 3. 17	中津市	
98	相原山首遺跡	平成 22. 3. 30	中津市大字相原	
99	長岩城跡	平成 23. 3. 29	中津市耶馬溪町大字川原口	
100	小牧山古墳群	平成 23. 3. 29	大分市大字松岡	
101	井上主水左衛門並古・並増墓所	平成 24. 3. 13	豊後大野市朝地町朝地	
102	相原廃寺跡 付塔心礎	平成 25. 3. 15	中津市大字相原	
103	中津城跡	平成 26. 2. 14	中津市	
104	六郷山夷岩屋の寺社境内	平成 28. 2. 23	豊後高田市夷	
105	永山城跡	平成 28. 2. 23	日田市丸山	
106	平田城跡	平成 31. 3. 12	中津市耶馬溪町大字平田	
107	法垣遺跡	令和 2. 2. 25	中津市大字加来	

### 名勝

	名称又は物件	指定年月日	所 在	備考
1	納池公園	昭和 18. 7. 13	竹田市久住町宮脇	
2	藤河内溪谷	昭和 34. 3. 20	佐伯市宇目大字木浦内	
3	九酔溪	昭和 34. 3. 20	玖珠郡九重町飯田	
4	由布川峡谷	昭和 34. 3. 20	由布市挾間町朴木、別府市東山	
5	伝来寺庭園	昭和 45. 3. 31	日田市中津江村栃野	
6	妙経寺庭園	平成 15. 3. 31	杵築市南杵築	

### 天然記念物

	名称又は物件	指定年月日	所 在	備考
1	桜八幡神社社叢	昭和 17. 8. 10	国東市国東町鶴川	
2	靱山八幡の大ケヤキ	昭和 18. 7. 13	竹田市直入町長湯	
3	竹野浦のヒロウ	昭和 18. 7. 13	佐伯市米水津大字竹野浦	
4	ミカドアゲハ	昭和 28. 4. 20	臼杵市津久見島	
5	ブナの原生林	昭和 28. 4. 20	中津市山国町中摩・耶馬溪町大字樋山路	
6	千本カツラ	昭和 28. 4. 20	中津市耶馬溪町大字津民	
7	高島のウミネコ営巣地	昭和 30. 5. 27	大分市高島	
8	高島のヒロウ自生地	昭和 30. 5. 27	大分市高島	
9	山蔵のイチイガシ	昭和 30. 5. 27	宇佐市安心院町山倉	
10	清田川のレンゲツツジ群落	昭和 30. 5. 27	玖珠郡玖珠町大字四日市	
11	日出の大サザンカ	昭和 32. 3. 26	速見郡日出町二ノ丸	
12	ゲンカイツツジ	昭和 32. 3. 26	中津市耶馬溪町大字津民	
13	キシツツジ	昭和 32. 3. 26	中津市耶馬溪町	
14	奥祖母のオオダイガハラサンショウウオ	昭和 32. 3. 26	豊後大野市緒方町祖母・傾山系	
15	橋木のシンパク	昭和 33. 3. 25	竹田市直入町長湯	
16	長湯のヒイラギ	昭和 33. 3. 25	竹田市直入町長湯	
17	宮処野神社の社叢	昭和 33. 3. 25	竹田市久住町仏原	
18	狩生鍾乳洞内の動物	昭和 33. 3. 25	佐伯市大字狩生	
19	宇目の野生キリ	昭和 34. 3. 20	佐伯市宇目大字木浦内	
20	鶴見の坊主地獄	昭和 34. 3. 20	別府市鶴見	
21	姫島の藍鉄鉱	昭和 34. 3. 20	東国東郡姫島村ス鼻岬	
22	姫島の地層褶曲	昭和 34. 3. 20	東国東郡姫島村大海	
23	宮砥八幡社の社叢	昭和 35. 3. 22	竹田市次倉	
24	神原のトチ	昭和 35. 3. 22	竹田市神原	
25	姥目のウバメガシ	昭和 35. 3. 22	津久見市中央町	
26	武蔵のサツキツツジ	昭和 35. 3. 22	国東市武蔵町内田	
27	鹿嵐山のツクシシヤクナゲ群落	昭和 35. 3. 22	宇佐市院内町小野川内	
28	岳本のコナラ原生林	昭和 36. 3. 14	由布市湯布院町川上	

29	五所明神のナギ	昭和 36.3.14	佐伯市臼坪	
30	洞明寺のナギ	昭和 36.3.14	佐伯市弥生大字江良	
31	宿善寺のナギ	昭和 36.3.14	佐伯市本匠大字井ノ上	
32	御嶽の原生林	昭和 37.2.27	豊後大野市清川町宇田枝	
33	陽目のカワノリ	昭和 37.2.27	竹田市荻町柏原	
34	長崎鼻の海蝕洞穴	昭和 38.2.15	豊後高田市見目	
35	祖母山系イワメ	昭和 41.3.22	竹田市神原川上流	
36	佐伯城山のオオイタサンショウウオ	昭和 41.3.22	佐伯市城山	
37	蒲江カズラ	昭和 43.3.29	佐伯市蒲江大字葛原浦	
38	スダシ原生林	昭和 47.3.21	国東市武蔵町小城	
39	御手洗神社のナギ	昭和 47.3.21	豊後大野市三重町上田原	
40	穴権現社叢	昭和 47.3.21	豊後大野市三重町大白谷	
41	沖黒島の自然林	昭和 48.3.20	佐伯市米水津大字宮野浦・蒲江大字畑野浦	
42	横島のビャクシン自生地	昭和 48.3.20	佐伯市米水津大字浦代浦	
43	野平のミツガシワ自生地	昭和 48.3.20	玖珠郡玖珠町大字古後	
44	鹿毛のスダシ原生林	昭和 48.3.20	豊後大野市三重町中津留	
45	大島のアコウ林	昭和 48.3.20	佐伯市鶴見大字大島	
46	武多都社の境内林	昭和 49.3.19	国東市国見町竹田津	
47	文殊仙寺の自然林	昭和 49.3.19	国東市国東町大恩寺	
48	経塚山ミヤマキリシマ自生地	昭和 49.3.19	速見郡日出町豊岡	
49	八坂神社のハナガシ林	昭和 49.3.19	佐伯市弥生大字江良	
50	矢形神社の境内林	昭和 49.3.19	豊後大野市大野町安藤	
51	鶴見権現社のイチイガシ林	昭和 50.3.28	別府市鶴見	
52	御嶽権現社の自然林	昭和 50.3.28	別府市東山	
53	日吉社のコジイ林	昭和 50.3.28	臼杵市深田	
54	津江神社のスキと自然林	昭和 50.3.28	日田市中津江村合瀬	
55	長谷寺境内林	昭和 51.3.30	中津市三光西秣	
56	田口のイチイガシ林	昭和 51.3.30	中津市三光原口	
57	高塚地蔵のイチョウ	昭和 51.3.30	日田市天瀬町馬原	
58	畳石のオトメクジャク	昭和 51.3.30	宇佐市安心院町畳石	
59	内成・田代のオトメクジャク	昭和 51.3.30	由布市挾間町内成・田代	
60	狩生新鍾乳洞	昭和 51.3.30	佐伯市大字狩生	
61	野津町のキンメイモウソウ	昭和 52.3.31	臼杵市野津町王子	
62	健男社のスキと自然林	昭和 52.3.31	豊後大野市緒方町上畑	
63	城八幡社の自然林	昭和 52.3.31	佐伯市大字長谷	
64	内田神社のイチイガシ	昭和 53.3.31	豊後大野市三重町内田	
65	久住のツクシボダイジュ	昭和 54.5.15	竹田市久住町久住	
66	朝見神社のアラカシ林とクスノキ	昭和 54.5.15	別府市朝見	
67	高平のイワシデ林	昭和 54.5.15	中津市本耶馬溪町東屋形	
68	三角池の水生・湿地群落	昭和 55.4.8	中津市大字大貞	
69	杵築若宮八幡社の境内林	昭和 55.4.8	杵築市宮司	
70	鞍形尾神社の自然林	昭和 56.3.31	日田市天瀬町馬原	
71	暁嵐の滝岩上植物群落	昭和 57.3.30	佐伯市上浦大字浅海井浦	
72	最勝海浦のウバメガシ林	昭和 57.3.30	佐伯市上浦大字最勝海浦	
73	大原の境木カシワ	昭和 58.4.12	玖珠郡九重町田野	
74	相挾間のブンゴボダイジュ	昭和 58.4.12	玖珠郡九重町菅原	
75	間越のウバメガシと自然林	昭和 59.3.30	佐伯市米水津大字浦代浦	
76	鷹島屋山の自然林	昭和 60.3.29	佐伯市宇目大字南田原	
77	山浦のイチイガシ林とウラジロガシ林	平成 6.3.25	竹田市直入町下田北	
78	オンセンミズゴマツボ	平成 27.2.24	由布市湯布院町川上	
79	向田天満社自然林	令和 3.3.2	国東市国見町向田	

#### 選定保存技術

	名称又は物件	選定年月日	所 在	保持者	備考
1	屋根椼皮づくり及び屋根椼皮葺きの技術	平成 28.2.23	宇佐市大字北宇佐	個人	

※1 官報及び県報記載名称を簡略化した文化財

※2 盗難にあい被害届を提出している文化財

## ◇大分県関係文化財報告書等一覧

大分県文化財調査報告書（発行：大分県教育委員会）

No.	書名	発行年
1	大分県文化財調査報告書第1集	昭和28年
2	大分県文化財調査報告書第2集	昭和29年
3	早水台 早水台遺跡特別報告	昭和30年
4	大分県文化財調査報告書第4集	昭和31年
5	大分県文化財調査報告書第5集	昭和32年
6	大分県文化財調査報告書第6集	昭和35年
7	弥勒寺遺跡	昭和36年
8	七双子古墳群	昭和37年
9	中津市古要神社の「くぐつ」	昭和37年
10	丹生川遺跡の調査	昭和39年
11	大分県の民俗	昭和40年
12	早水台 早水台遺跡特別報告	昭和40年
13	野間古墳群・横尾貝塚・小池原貝塚 緊急発掘調査	昭和42年
14	大分県の民俗芸能（一）	昭和42年
15	中ノ原・馬場 古墳緊急発掘調査 昭和四十一年度新産都区域内緊急発掘調査	昭和43年
16	大分県の民俗芸能（二）－神楽編（一）－	昭和43年
17	黒山遺跡緊急発掘調査 昭和四十一年度新産都区域内緊急発掘調査	昭和43年
18	大分県の民俗芸能（二）－神楽編（二）－	昭和44年
19	大分県の民俗芸能（二）－神楽編（三）－	昭和44年
20-21	稲荷山遺跡緊急発掘調査 昭和四十二年度新産都区域内緊急発掘調査	昭和45年
22-23	天ヶ瀬町赤岩・玖珠町北山田の民俗 玖珠川ダム水没地区民俗資料緊急調査	昭和46年
24	御陵古墳緊急発掘調査	昭和47年
25	耶馬溪町の民俗 耶馬溪ダム水没地区民俗資料緊急調査	昭和47年
26	法鏡寺跡・虚空蔵寺跡 大分県宇佐市における古代寺院跡の調査	昭和48年
27	米水津村宮野浦の民俗	昭和48年
28	飛山 大分市大字東上野所在の横穴古墳群の調査	昭和48年
29	傾・祖母山系におけるニホンカモシカの生息状況に関する調査報告	昭和48年
30	耶馬溪ダム水没地区の文化財	昭和48年
31	立石貝塚 宇佐市大字立石所在の縄文時代貝塚	昭和49年
32	小鹿田の伝統と陶技	昭和50年
33	台ノ原遺跡	昭和50年
34	大分県の民俗地図	昭和50年
35	ネギノ遺跡 大分県竹田市菅生所在遺跡の調査	昭和51年
36	祖母山系（障子岩・大障子岳一帯）のカモシカの生息状況に関する調査報告	昭和51年
37	六郷満山関係文化財総合調査概要 一豊後高田市・真玉町・香々地町の部一	昭和51年
38	六郷満山関係文化財総合調査概要（二）一国見町・国東町・武蔵町・安岐町の部一	昭和52年
39	国東半島の修正鬼会	昭和52年
40	鷹ノ巣山の植物社会とフロラ	昭和53年
41	歴史の道調査報告書 伊予街道	昭和55年
42	国東塔の分布と特色	昭和54年
43	前津江の文化財	昭和55年
44	続・大分県の民俗地図	昭和55年
45	歴史の道調査報告書 肥後街道	昭和55年
46	歴史の道調査報告書 日向道（豊前道）	昭和55年
47	祖母山系のニホンカモシカ生態調査中間報告	昭和55年
48	浜遺跡 大分市大在浜所在遺跡の調査	昭和55年
49	歴史の道調査報告書 放生会道	昭和56年
50	歴史の道調査報告書 勅使街道	昭和56年
51	日田郡の文化財	昭和56年
52	歴史の道調査報告書 行幸会道	昭和56年
53	祖母山系のニホンカモシカ生態調査中間報告Ⅱ	昭和56年

54	歴史の道調査報告書 峯入りの道	昭和 56 年
55	安心院の庭入り	昭和 56 年
56	姫島の盆踊り	昭和 56 年
57	歴史の道調査報告書 永山布政所路 (I) 豊後高松～日田	昭和 57 年
58	日当遺跡 大分県野津町所在遺跡発掘調査報告書	昭和 57 年
59	歴史の道調査報告書 永山布政所路 (II) 四日市～日田	昭和 57 年
60	歴史の道調査報告書 奈多行幸会道	昭和 57 年
61	名勝耶馬溪 ～名勝耶馬溪保存管理計画策定調査報告書～	昭和 57 年
62	六郷満山関係文化財総合調査概要 (三) 一杵築市・日出町・山香町・宇佐市・大田村の一部	昭和 57 年
63	楠野 大分県竹田市所在遺跡発掘調査報告書	昭和 58 年
64	祖母山系のニホンカモシカ生態調査中間報告VI	昭和 58 年
65	大野原の先史遺跡 大分県大野郡大野町所在遺跡群調査報告書	昭和 59 年
66	天領日田の文化財	昭和 59 年
67	祖母山系のニホンカモシカの生態	昭和 59 年
68	大分県の民謡	昭和 60 年
69	船塚遺跡 大分県豊後高田市所在遺跡発掘調査報告書	昭和 60 年
70	大分県の方言	昭和 60 年
71	八面山の文化財	昭和 60 年
72	歴史の道調査報告書 岡城路	昭和 61 年
73	歴史の道調査報告書 白杵城路	昭和 61 年
74	屋宗横穴墓 大分県大分市所在遺跡発掘調査報告書	昭和 61 年
75	近世社寺建築緊急調査報告書 大分県の近世社寺建築	昭和 62 年
76	安岐城跡 下原古墳 埋蔵文化財調査報告書	昭和 63 年
77	黒岳周辺のイヌワシ 生息緊急調査報告	平成 元年
78	大分県の民俗芸能 奥嶽流上畑獅子舞・諸田山神社の御田植祭	平成 元年
79	昭和 62/63 年度 九州山地カモシカ特別調査報告書 (大分・熊本・宮崎)	平成 元年
80	下郡桑苗遺跡 発掘調査報告 (I)	平成 元年
81	佐知遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 元年
82	新光遺跡 発掘調査報告書	平成 2 年
83	会下遺跡・的場 2 号墳・塩屋伊予野原遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 (I)	平成 3 年
84	川南原遺跡群 発掘調査報告書 (農道空港)	平成 3 年
85	慈眼山遺跡 (A 地区) 発掘調査報告書	平成 3 年
86	大分県の民俗芸能 一 大分県民俗芸能緊急調査報告一	平成 3 年
87	宇佐大路 一字佐への道調査一	平成 3 年
88	成田尾遺跡 今村遺跡 馬場尾遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 (II)	平成 4 年
89	下郡桑苗遺跡 (II)	平成 4 年
90	カモシカ食害調査報告書	平成 5 年
91	大分県の近代化遺産 一近代化遺産総合調査報告一	平成 6 年
92	大分県の装飾古墳	平成 7 年
93	横手遺跡群発掘調査報告書	平成 8 年
94	徳瀬遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 8 年
95	カモシカ保護管理技術策定調査報告書	平成 8 年
96	平成 6/7 年度 九州山地カモシカ特別調査報告書 (大分・熊本・宮崎)	平成 8 年
97	大恩寺遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 9 年
98	三和教田遺跡C 地点 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 9 年
99	二本木遺跡 発掘調査報告書	平成 10 年
100	大分の前方後円墳 ～三重・西国東地区編～	平成 10 年
101	堂ノ間遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 10 年
102	龍頭遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 11 年
103	スポーツ公園内遺跡群発掘調査報告書	平成 11 年
104	古国府遺跡群・上芦原地区・土毛地区・甲斐本地区 発掘調査報告書	平成 11 年
105	玉沢地区糸里跡・ガランジ地区・茨川原近世墓地・田仲地区 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 12 年
106	其ノ田板碑 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 12 年
107	中原舟久手遺跡	平成 12 年
108	千塚西遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 12 年
109	森の木遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 12 年

110	炭竈遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 12 年
111	小野家墓地発掘調査報告書	平成 12 年
112	尾漕遺跡(第2次調査区・第5次調査区) 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 12 年
113	上ノ原平原遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 12 年
114	下ノ山遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 1	平成 13 年
115	清太郎遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 2	平成 13 年
116	大波羅遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
117	富貴寺遺跡(東地区) 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
118	虫喰谷遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
119	安国寺遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
120	大園遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
121	毛井遺跡A地区 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
122	二目川遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
123	上野遺跡群大分上野丘高校地区 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
124	行者原塚古墳 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
125	四山社製糸工場跡・旧古町橋跡・吉田家屋敷跡・武藤家屋敷跡・上家屋敷跡・由学館跡埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
126	大分県のシン垣	平成 13 年
127	浮殿遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
128	都野原田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 5	平成 13 年
129	尾鼻遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
130	城前遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告	平成 13 年
131	仏原仙人塚古墳群 埋蔵文化財発掘調査報告書 6	平成 14 年
132	利光遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
133	鶴崎御茶屋跡	平成 14 年
134	下野遺跡群	平成 14 年
135	毛井遺跡B地区 発掘調査報告書	平成 14 年
136	戸口遺跡	平成 14 年
137	尾崎遺跡・清水遺跡・新田遺跡・川野遺跡・久木小野遺跡・平岩遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書(3)	平成 14 年
138	西王寺遺跡・毛見所遺跡・上久所遺跡・浄土寺遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
139	小城原遺跡・中原遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
140	弥四郎遺跡・王子遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
141	古庄屋遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
142	山ノ下遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
143	清次郎原遺跡・上ノ原稻荷塚古墳 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
144	真萱遺跡群 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
145	東大道遺跡B地区 埋蔵文化財発掘調査	平成 14 年
146	久保田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
147	真那井城山遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告	平成 14 年
148	大分の中世城館 第一集 文献史料編 1	平成 14 年
149	葛木遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
150	八坂の遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
151	和泉第1遺跡・和泉第2遺跡・東カヤノ原遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 1	平成 15 年
152	上松岡遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
153	槇遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
154	照湯遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
155	又江遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
156	野村台遺跡 埋蔵文化財調査報告書	平成 15 年
157	吉田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
158	坂手前遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
159	寺畑遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
160	大分の中世城館 第二集 文献史料編 2	平成 15 年
161	大分の中世城館 第三集 地名表・分布図編	平成 15 年
162	久末京徳遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 16 年
163	【欠番】	
164	上野町遺跡・顕徳寺遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 1	平成 16 年
165	黒岩遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 16 年

166	東大道遺跡A地区埋蔵文化財発掘調査報告書2	平成16年
167	梅牟礼城跡：角木地区	平成16年
168	玉沢地区条里跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成16年
169	杵築城下町遺跡	平成16年
170	大分の中世城館 第四集 総論編	平成16年
171	長湯横穴墓群桑畑遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成16年
172	上門手遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書2	平成16年
173	【欠番】	
174	【欠番】	
175	日田市鈴連町の阿蘇4火砕流と埋没樹木群調査	平成21年
176	日田市鈴連町の阿蘇4火砕流と埋没樹木群調査	平成23年
177	名勝耶馬溪保存管理計画報告書	平成23年
178	大分県の近代和風建築	平成25年

大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館調査報告書（発行：大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館）

No.	書名	発行年
1	国東半島の石工1	昭和58年
2	国東半島の石工2	昭和59年
3	豊後国田染荘の調査 I	昭和61年
4	鶴見古墳 史跡川部・高森古墳群保存修理事業報告書	昭和61年
5	大分県の諸職 大分県諸職関係民俗文化財調査報告書	昭和62年
6	豊後国田染荘の調査 II・付図	昭和62年
7	弥勒寺 宇佐宮弥勒寺旧境内発掘調査報告書	平成元年
8	宇佐国東の寺院と文化財	平成2年
9	免ヶ平古墳 史跡川部・高森古墳群保存修理事業報告書	平成3年
10	豊後国都甲荘の調査 資料編（付図）	平成4年
-	国東六郷山本山本寺 智恩寺一発掘調査報告書一	平成4年
11	豊後国都甲荘の調査 本編（付図）	平成5年
12	六郷山寺院遺構確認調査報告書I	平成5年
13	六郷山寺院遺構確認調査報告書II	平成6年
14	檜原山正平寺	平成6年
15	六郷山寺院遺構確認調査報告書III	平成7年
16	大分県の祭礼行事 大分県祭礼行事民俗調査報告書	平成7年
17	六郷山寺院遺構確認調査報告書IV	平成8年
18	石造文化財の保存対策のための概要調査	平成8年
19	六郷山寺院遺構確認調査報告書V	平成9年
20	六郷山寺院遺構確認調査報告書VI	平成10年
21	豊後国香々地荘の調査 資料編（付図）	平成10年

大分県立歴史博物館調査報告書等（発行：大分県立歴史博物館）

No.	書名	発行年
1	豊後国香々地荘の調査 本編（付図）	平成11年
2	六郷山寺院遺構確認調査報告書VII	平成11年
3	石造文化財の保存対策のための概要調査2	平成11年
3	六郷山寺院遺構確認調査報告書VIII	平成12年
5	六郷山寺院遺構確認調査報告書IX	平成13年
6	六郷山寺院遺構確認調査報告書X	平成14年
7	豊後国安岐郷の調査 資料編（付図）	平成15年
8	豊後国安岐郷の調査 本編（付図）	平成16年
9	豊後国安岐郷の調査 資料編補遺	平成16年
-	壁画再現一富貴寺大堂壁画の復元一	平成16年
10	豊後国国東郷の調査 資料編（付図）	平成20年
11	豊後国国東郷の調査 本編（付図）	平成21年
12	豊後国国東郷の調査 資料編補遺	平成21年



13	川部・高森古墳群発掘調査報告書	平成 23 年
-	収蔵品目録 美術・工芸 1	平成 23 年
-	収蔵品目録 歴史 1	平成 23 年
-	収蔵品目録 歴史 2	平成 23 年
-	収蔵品目録 歴史 3	平成 24 年
-	収蔵品目録 考古	平成 24 年
-	科学研究費補助金研究成果報告書 瀬戸内海西部における阿弥陀信仰の歴史的展開の研究	平成 24 年
14	豊後国山香郷の調査 資料編 1 (付図)	平成 25 年
15	豊後国山香郷の調査 資料編 2 (付図)	平成 26 年
-	大分県歴史資料調査報告 1 専想寺の典籍	平成 26 年
16	豊後国山香郷の調査 資料編 3	平成 27 年
-	大分県歴史資料調査報告 2 中根家資料 (医事関係資料) 1	平成 27 年
-	大分県仏教美術調査報告 1 妙満寺の法物	平成 27 年
17	豊後国山香郷の調査 本編 (付図)	平成 28 年
-	大分県歴史資料調査報告 3 大分大学図書館所蔵郷土資料	平成 28 年
-	大分県仏教美術調査報告 2 中津寺町の寺院について	平成 28 年
-	大分県歴史資料調査報告 4 真玉八幡宮関係資料 1	平成 29 年
-	大分県仏教美術調査報告 3 法照寺の什物 1	平成 29 年
-	大分県歴史資料調査報告 5 真玉八幡宮関係資料 2	平成 30 年
-	大分県仏教美術調査報告 4 内野観音堂木彫仏群	平成 30 年
-	シリーズ【実像に迫る】015 聖なる霊場・六郷満山	平成 30 年
-	大分県歴史資料調査報告 6 吉原真龍および西畑村吉原家文書	令和 元年
-	大分県仏教美術調査報告 5 蓮華寺の安藤梅峯資料	令和 元年
18	沖代条里の調査 資料編	令和 2 年
-	大分県歴史資料調査報告 7 伊能忠敬 九州東海辺沿海村順	令和 2 年
-	大分県仏教美術調査報告 6 吉原真龍の仏画	令和 2 年

大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館調査概報 (発行：大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館)

書名	発行年
豊後国田染荘 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	昭和 58 年
豊後国田染荘Ⅱ 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	昭和 59 年
宇佐宮弥勒寺 宇佐宮弥勒寺旧境内発掘調査概報Ⅰ	昭和 59 年
豊後国田染荘Ⅲ 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	昭和 60 年
宇佐宮弥勒寺 宇佐宮弥勒寺旧境内発掘調査概報Ⅱ	昭和 60 年
宇佐宮弥勒寺 宇佐宮弥勒寺旧境内発掘調査概報Ⅲ	昭和 61 年
宇佐宮弥勒寺 宇佐宮弥勒寺旧境内発掘調査概報Ⅳ	昭和 62 年
豊後国都甲荘 1 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	昭和 63 年
宇佐宮弥勒寺 宇佐宮弥勒寺旧境内発掘調査概報Ⅴ	昭和 63 年
豊後国都甲荘 2 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 元年
豊後国都甲荘 3 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 2 年
豊後国都甲荘 4 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 3 年
豊後国香々地荘 1 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 6 年
大分県内石造文化財の現状と課題－保存のための基礎調査概報－	平成 6 年
豊後国香々地荘 2 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 7 年
豊後国香々地荘 3 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 8 年
豊後国香々地荘 4 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 9 年

大分県立歴史博物館調査概報 (発行：大分県立歴史博物館)

書名	発行年
豊後国安岐郷 1 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 12 年
豊後国安岐郷 2 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 13 年
豊後国安岐郷 3 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 14 年
豊後国国東郷 1 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 17 年
豊後国国東郷 2 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 18 年
豊後国国東郷 3 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 19 年

豊後国山香郷 1 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 22 年
豊後国山香郷 2 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 23 年
豊後国山香郷 3 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 24 年
大分県内遺跡における出土遺物の保存処理－県内遺跡出土遺物保存処理事業概要報告書 I－	平成 26 年
大分県歴史資料調査報告 1 専想寺の典籍	平成 26 年
沖代条里の調査 1 大分県荘園村落遺跡詳細分布調査概要報告書	平成 29 年
沖代条里の調査 2 大分県荘園村落遺跡詳細分布調査概要報告書	平成 30 年
沖代条里の調査 3 大分県荘園村落遺跡詳細分布調査概要報告書	令和元年

大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 (発行：大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館)

書名	発行年	書名	発行年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 I	昭和 59 年	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 VII	平成 4 年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 II	昭和 60 年	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 VIII	平成 5 年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 III	昭和 61 年	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 IX	平成 8 年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 IV	昭和 62 年	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 X	平成 9 年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 V	昭和 63 年	大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 XI	平成 10 年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 VI	平成元年		

大分県立歴史博物館研究紀要 (発行：大分県立歴史博物館)

書名	発行年	書名	発行年
大分県立歴史博物館研究紀要 1	平成 12 年	大分県立歴史博物館研究紀要 11	平成 22 年
大分県立歴史博物館研究紀要 2	平成 13 年	大分県立歴史博物館研究紀要 12	平成 23 年
大分県立歴史博物館研究紀要 3	平成 14 年	大分県立歴史博物館研究紀要 13	平成 24 年
大分県立歴史博物館研究紀要 4	平成 15 年	大分県立歴史博物館研究紀要 14	平成 25 年
大分県立歴史博物館研究紀要 5	平成 16 年	大分県立歴史博物館研究紀要 15	平成 26 年
大分県立歴史博物館研究紀要 6	平成 17 年	大分県立歴史博物館研究紀要 16	平成 27 年
大分県立歴史博物館研究紀要 7	平成 18 年	大分県立歴史博物館研究紀要 17	平成 28 年
大分県立歴史博物館研究紀要 8	平成 19 年	大分県立歴史博物館研究紀要 18	平成 29 年
大分県立歴史博物館研究紀要 9	平成 20 年	大分県立歴史博物館研究紀要 19	令和元年
大分県立歴史博物館研究紀要 10	平成 21 年	大分県立歴史博物館研究紀要 20	令和 2 年

企画展示図録等 (発行：大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館)

書名	発行年
常設展 うさ・くにさきの歴史と文化	昭和 56 年
企画展 古代・中世 宇佐の仏たち	昭和 58 年
企画展 富貴寺	昭和 59 年
企画展 黄泉の世界展	昭和 60 年
特別展 八幡大菩薩の世界	昭和 61 年
企画展 職人文化の世界	昭和 62 年
企画展 禅文化の世界	昭和 63 年
企画展 古墳文化の世界－豊の国の支配者たち－	平成元年
企画展 やきもの－豊のくらしと文化－	平成 2 年
特別展 法隆寺の世界－いま開く仏教文化の宝庫－	平成 3 年
企画展 弥勒憧憬－道長の夢 五十六億七千万年後の救い－	平成 4 年
企画展 神々の姿－あらわされた日本のこころ－	平成 5 年
企画展 縄文人の世界	平成 6 年
企画展 寺社絵の世界－中世人のこころを読む－	平成 7 年
特別展 みやこの仏世界と豊の国	平成 8 年
常設展 豊の国・おおいの歴史と文化－くらしと祈り－	平成 10 年

企画展示図録等 (発行：大分県立歴史博物館)

書名	発行年
特別展 湯浴み－湯の歴史と文化－	平成 11 年

大分県立歴史博物館総合案内	平成 12 年
特別展 古代王権への道ー再発見 九州島ー	平成 12 年
特別展 八幡信仰とその遺宝	平成 13 年
特別展 千年のいのりー聖なる山・くにさきー	平成 14 年
特別展 二千年の鼓動ー弥生土器の世界ー	平成 15 年
特別展 南無阿弥陀仏ー浄土への道ー	平成 16 年
企画展 おはなしの絵ー物語りと絵解きー	平成 17 年
特別展 おおいた蘭学事始ー文明開化への道ー	平成 17 年
企画展 臼杵藩と絵図ー殿様のコレクションー	平成 17 年
特別展 み仏の美とかたちー大分の仏教美術ー四〇〇年の輝きー	平成 18 年
特別展 おおいた発掘物語ーよみがえる郷土の歴史ー	平成 19 年
特別展 大相撲展ー相撲の歴史と名横綱双葉山伝説ー	平成 20 年
特別展 おおいた発！幕末文化維新ー賀来家・華麗なる一族ー	平成 21 年
特別展 仏さまの”ひみつ”	平成 23 年
特別展 喫茶の世界ーお茶と日本文化ー	平成 24 年
特別展 いきものと生きるー“いのち”の物語ー	平成 25 年
特別展 九州の戦国	平成 26 年
特別展 キリスト教王国を夢見た大友宗麟	平成 27 年
特別展 生誕 200 年記念 賀来飛霞ーおおいたから日本の近代を切り拓くー	平成 28 年
特別展 開山 1300 年記念 聖なる山 六郷満山と仁聞	平成 29 年
特別展 福澤諭吉ー独立自尊へといたる道ー	平成 30 年
特別展 来豊者ー彼らが見たおおいたー	令和 元年
特別展 大相撲力士群像ー相撲の歴史と時代のヒーローたちー	令和 2 年

大分県先哲叢書 (発行：大分県立先哲史料館)

叢書名	発行年	叢書名	発行年
田能村竹田資料集 詩文篇	平成 4 年	福沢諭吉【普及版】	平成 14 年
田能村竹田資料集 書簡篇	平成 4 年	麻田剛立資料集【普及版】	平成 15 年
田能村竹田資料集 著述篇	平成 4 年	久留島武彦資料集第 3・4 卷	平成 15 年
田能村竹田資料集 絵画篇	平成 4 年	大蔵永常【普及版】	平成 16 年
田能村竹田	平成 5 年	久留島武彦	平成 16 年
大友宗麟資料集第 1～3 卷	平成 5 年	久留島武彦【普及版】	平成 17 年
田能村竹田【普及版】	平成 6 年	堀悌吉資料集第 1 卷	平成 18 年
大友宗麟資料集第 4・5 卷	平成 6 年	堀悌吉資料集第 2 卷	平成 19 年
滝廉太郎資料集	平成 6 年	前野良沢資料集第 1 卷	平成 20 年
大友宗麟	平成 7 年	堀悌吉	平成 21 年
滝廉太郎	平成 7 年	前野良沢資料集第 2 卷	平成 21 年
ペトロ岐部カスイ資料集	平成 7 年	前野良沢資料集第 3 卷	平成 22 年
大友宗麟【普及版】	平成 8 年	堀悌吉【普及版】	平成 23 年
滝廉太郎【普及版】	平成 8 年	野上弥生子	平成 23 年
矢野龍溪資料集第 1～3 卷	平成 8 年	広瀬淡窓資料集	平成 24 年
ペトロ岐部カスイ	平成 9 年	前野良沢	平成 25 年
矢野龍溪資料集第 4～6 卷	平成 9 年	野上弥生子【普及版】	平成 25 年
ペトロ岐部カスイ【普及版】	平成 10 年	広瀬淡窓	平成 26 年
矢野龍溪資料集第 7・8 卷	平成 10 年	前野良沢【普及版】	平成 27 年
矢野龍溪	平成 11 年	広瀬淡窓【普及版】	平成 28 年
大蔵永常資料集第 1・2 卷	平成 11 年	堀悌吉資料集第 3 卷	平成 29 年
福澤諭吉	平成 11 年	田原淳資料集	平成 30 年
麻田剛立資料集	平成 11 年	帆足万里資料集第 1 卷	平成 31 年
大蔵永常資料集第 3・4 卷	平成 12 年	田原淳	令和 2 年
麻田剛立	平成 12 年	帆足万里資料集第 2 卷	令和 2 年
矢野龍溪【普及版】	平成 13 年	帆足万里資料集第 3 卷	令和 3 年
久留島武彦資料集第 1・2 卷	平成 13 年	賀来飛霞資料集図譜篇	令和 3 年
大蔵永常	平成 14 年		

収蔵史料目録（発行：大分県立先哲史料館）

目録名	発行年	目録名	発行年
収蔵史料目録1 有永家文書	平成 14 年	収蔵史料目録6 渡辺文庫他	平成 24 年
収蔵史料目録2 大友氏関係史料他	平成 16 年	収蔵史料目録7 碩田叢史他	平成 26 年
収蔵史料目録3 豊後森藩田坂家史料他	平成 17 年	収蔵史料目録8 大給家文書他	平成 27 年
収蔵史料目録4 滝廉太郎関係史料他	平成 18 年	収蔵史料目録9 高野山本覚院文書	平成 28 年
収蔵史料目録5 五馬市村森家文書他	平成 19 年		

研究紀要（発行：大分県立先哲史料館）

書名	発行年	書名	発行年
史料館研究紀要第1号	平成 8 年	史料館研究紀要第14号	平成 21 年
史料館研究紀要第2号	平成 9 年	史料館研究紀要第15号	平成 22 年
史料館研究紀要第3号	平成 10 年	史料館研究紀要第16号	平成 23 年
史料館研究紀要第4号	平成 11 年	史料館研究紀要第17号	平成 24 年
史料館研究紀要第5号	平成 12 年	史料館研究紀要第18号	平成 25 年
史料館研究紀要第6号	平成 13 年	史料館研究紀要第19号	平成 26 年
史料館研究紀要第7号	平成 14 年	史料館研究紀要第20号	平成 27 年
史料館研究紀要第8号	平成 15 年	史料館研究紀要第21号	平成 28 年
史料館研究紀要第9号	平成 16 年	史料館研究紀要第22号	平成 29 年
史料館研究紀要第10号	平成 17 年	史料館研究紀要第23号	平成 30 年
史料館研究紀要第11号	平成 18 年	史料館研究紀要第24号	令和元年
史料館研究紀要第12号	平成 19 年	史料館研究紀要第25号	令和2年
史料館研究紀要第13号	平成 20 年		

企画展示図録等（発行：大分県立先哲史料館）

書名	発行年	書名	発行年
開館記念展・豊後国志の世界	平成 7 年	伊能忠敬、大分を測る	平成 22 年
宗麟からの手紙	平成 7 年	江戸への旅一年貢米と上乗人	平成 24 年
西嶋の日々	平成 8 年	近世大分の幕開け	平成 26 年
蹴鞠	平成 9 年	廣瀬淡窓	平成 26 年
古文書に見る臼杵藩稲葉氏五百年	平成 10 年	おおいたの「医」	平成 27 年
府内と臼杵から戦国が見える	平成 11 年	開館 20 周年記念 おおいたの記録	平成 27 年
戦場の風景	平成 12 年	山の聖と空海への思い	平成 28 年
大友府内	平成 13 年	ふるさとの歴史を紡ぐ	平成 29 年
知ってるつもり？小藩分立	平成 14 年	近代の産業とくらし	平成 30 年
大友水軍	平成 15 年	日本の近代とおおいたの先哲	平成 30 年
開館 10 周年記念 豊の国のモノづくり	平成 16 年	大分キリスト教史	令和元年
陸の道・海の道	平成 17 年	「べつぶ」と「ゆふいん」の物語	令和2年
写しまねる・あつめる・つたえる	平成 18 年	ペトロ岐部と大分のキリスト教	令和2年
寺と人	平成 19 年	伊勢参宮	令和3年
大給府内藩	平成 20 年		

学習教材（発行：大分県立先哲史料館）

教材名	発行年	教材名	発行年
おおいたの地震と津波	平成 26 年	南海トラフと大分	平成 29 年
テーマでたどるふるさとの歴史と先哲（県北）	平成 27 年	世界を見つめた人々と豊後三賢	平成 29 年
テーマでたどるふるさとの歴史と先哲（県央）	平成 28 年	おおいたと「南海地震」	平成 30 年
大地の歴史と私たちのくらし	平成 28 年	おおいたの地震と津波	令和2年
テーマでたどるふるさとの歴史と先哲（県南）	平成 29 年		

## 九州横断道自動車道関係（発行：大分県教育委員会）

No.	書名	発行年
1	草場第二遺跡	平成元年
2	若杉遺跡・十文字原遺跡・ふいが城遺跡	平成2年
3	小迫墳墓群	平成7年
4	堂園遺跡・原田遺跡・岩塚遺跡・玖珠SA地区遺跡群・谷ノ瀬遺跡	平成7年
5	机張原遺跡 女狐近世墓地 庄ノ原遺跡群	平成8年
6	日田条里遺跡群・佐寺横穴墓群・大迫遺跡・白岩遺跡・下綾垣遺跡	平成9年
7	松木遺跡	平成9年
8	かわじ池遺跡	平成10年
9	佐寺原遺跡・尾漕遺跡・有田塚ヶ原古墳群	平成10年
10	小迫辻原遺跡 写真図版編	平成10年
	小迫辻原遺跡Ⅰ A・B・C・D区編	平成11年
11	荏隈杉下遺跡	平成11年
12	玉沢地区条里跡遺跡群	平成11年
13	馬姓遺跡 北ノ後遺跡 乙院屋敷跡	平成11年
14	夕田遺跡群 夕田遺跡 夕田横穴墓群 夕田古墳群	平成11年
15	治別当遺跡	平成11年
16	四日市上ノ原横穴墓群	平成12年
17	瀬戸墳墓群 瀬戸遺跡 帆足城跡	平成12年
18	後迫遺跡	平成13年

## 一般国道10号線中津バイパス（発行：大分県教育委員会）

No.	書名	発行年
1	勘助野地遺跡・六畝町遺跡・大池南遺跡・清水郎原西遺跡・黒水遺跡・大坪遺跡・権現島遺跡	昭和63年
2	上ノ原横穴墓群Ⅰ	平成元年
	上ノ原横穴墓群 写真図版編	平成2年
	上ノ原横穴墓群Ⅱ	平成3年
3	樋多田遺跡・森山遺跡・寺迫遺跡	平成4年
4	伊藤田窯跡群	平成4年
5	安平遺跡居屋敷地区・城山遺跡木部地区・大根川遺跡向野地区	平成5年
6	森山遺跡	平成7年

## 一般国道10号宇佐道路（発行：大分県教育委員会）

No.	書名	発行年
1	笠松遺跡	平成5年
2	桐ヶ迫遺跡・峯添遺跡	平成6年
3	横山遺跡 尾畑遺跡	平成7年

## 一般国道210号日田バイパス建設（発行：大分県教育委員会）

No.	書名	発行年
I	日田高瀬遺跡群の調査1 誠和神社裏遺跡・後藤家墓地・陣ヶ原辻原遺跡・高瀬深ノ田遺跡	平成7年
II	日田高瀬遺跡群の調査2 手崎遺跡・大部遺跡	平成10年
III	日田高瀬遺跡群の調査3 上野第1遺跡	平成13年
IV	日田高瀬遺跡群の調査4 寺内遺跡・上野第2遺跡	平成14年

## その他シリーズ外の発掘調査報告書（発行：大分県教育委員会）

	書名	発行年
	下黒野遺跡 大分郡挾間町大字古野字下黒野所在遺跡の調査	昭和49年
	石原貝塚・西和田貝塚 大分県宇佐平野周辺の縄文時代貝塚の調査（宇佐市教育委員会）	昭和54年
	宇佐市川部・高森地区遺跡緊急発掘調査概報Ⅰ	昭和54年
	宇佐市川部・高森地区遺跡緊急発掘調査概報Ⅱ	昭和54年

宇佐市川部・高森地区遺跡緊急発掘調査概報Ⅲ	昭和 55 年
宇佐市川部・高森地区遺跡緊急発掘調査概報Ⅳ	昭和 56 年
臼杵バイパス発掘調査報告書 徳尾遺跡・道安遺跡	昭和 57 年
緒方条里内遺跡 牛ノ田遺跡・寺縄手遺跡・大坪遺跡 発掘調査報告書	昭和 62 年
雄城台 第 8 次発掘調査の概要	昭和 62 年
慈眼山瀬戸口遺跡 埋蔵文化財発掘調査概報	平成 4 年
安心院町広谷遺跡・山香町口野尾遺跡・目久保第 1 遺跡・目久保第 2 遺跡・須久保遺跡・日出町エゴノクチ遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 5 年
飯田二反田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 5 年
上万田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 5 年
百枝遺跡 (D 地区) 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 5 年
府内城三ノ丸遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 5 年
深町遺跡発掘調査報告書	平成 5 年
北友田横穴 大分県日田市所在遺跡発掘調査報告	平成 5 年
植田市遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 6 年
植田平石遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 6 年
府内城三ノ丸遺跡Ⅱ 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 6 年
河内谷御茶屋跡・河内谷馬場跡 埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ	平成 7 年
上万田遺跡 (2) 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 7 年
大在古墳・浜遺跡第 2 地点 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 7 年
岩崎横穴墓 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 8 年
府内城三ノ丸北口跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 8 年
ガランジ遺跡・植田市遺跡・植田条里遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 9 年
下原遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 9 年
横塚第 2 遺跡・久原第 2 遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 9 年
中尾近世墓地 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 11 年
瀧ノ原遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 11 年
府内城下町遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 11 年
ナシカ谷遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 11 年

大分県埋蔵文化財年報 (発行：大分県教育委員会)

書 名	発行年	書 名	発行年
大分県埋蔵文化財年報 1 1991 年度版	平成 5 年	大分県埋蔵文化財年報 12 2002 年度版	平成 16 年
大分県埋蔵文化財年報 2 1992 年度版	平成 6 年	大分県埋蔵文化財年報 13 (平成 15 年度のまとめ)	平成 17 年
大分県埋蔵文化財年報 3 1993 年度版	平成 7 年	大分県埋蔵文化財年報 14 (平成 16 年度のまとめ)	平成 18 年
大分県埋蔵文化財年報 4 1994 年度版	平成 8 年	大分県埋蔵文化財年報 15 (平成 17 年度のまとめ)	平成 19 年
大分県埋蔵文化財年報 5 1995 年度版	平成 9 年	大分県埋蔵文化財年報 16 (平成 18 年度のまとめ)	平成 20 年
大分県埋蔵文化財年報 6 1996 年度版	平成 10 年	大分県埋蔵文化財年報 17 (平成 19 年度のまとめ)	平成 21 年
大分県埋蔵文化財年報 7 1997 年度版	平成 11 年	大分県埋蔵文化財年報 18 (平成 20 年度のまとめ)	平成 22 年
大分県埋蔵文化財年報 8 1998 年度版	平成 12 年	大分県埋蔵文化財年報 19 (平成 21 年度のまとめ)	平成 23 年
大分県埋蔵文化財年報 9 1999 年度版	平成 13 年	大分県埋蔵文化財年報 20 (平成 22 年度のまとめ)	平成 24 年
大分県埋蔵文化財年報 10 2000 年度版	平成 14 年	大分県埋蔵文化財年報 21 (平成 23 年度のまとめ)	平成 25 年
大分県埋蔵文化財年報 11 2001 年度版	平成 15 年	大分県埋蔵文化財年報 22 (平成 24 年度のまとめ)	平成 26 年

大分県教育庁埋蔵文化財センター年報 (発行：大分県教育委員会)

書 名	発行年	書 名	発行年
大分県教育庁埋蔵文化財センター年報 1	平成 27 年	大分県教育庁埋蔵文化財センター年報 3	平成 29 年
大分県教育庁埋蔵文化財センター年報 2	平成 28 年		

大分県教育庁埋蔵文化財センター調査報告書 (発行：大分県教育庁埋蔵文化財センター)

No.	書 名	発行年
1	豊後府内 1 中世大友府内町跡第 5 次・第 8 次調査区	平成 17 年
2	豊後府内 2 中世大友府内町跡第 9 次・第 13 次・第 21 次調査区	平成 17 年

3	津久見門前遺跡 瀬戸遺跡 佐伯門前遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 4	平成 17 年
4	賀来西遺跡・宮苑井ノ口遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 17 年
5	北友田横穴墓群 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 17 年
6	坂手隈横穴墓・坂手隈城跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 17 年
7	上ノ原横穴墓群 埋蔵文化財調査報告書	平成 18 年
8	豊後府内 3 中世大友府内町跡第 7 次・第 16 次調査区	平成 18 年
9	豊後府内 4 (第 1 分冊) 中世大友府内町跡第 9 次・第 12 次・第 18 次・第 22 次・第 28 次・第 48 次調査区	平成 18 年
	豊後府内 4 (第 2 分冊) 中世大友府内町跡第 9 次・第 12 次・第 18 次・第 22 次・第 28 次・第 48 次調査区	平成 18 年
	豊後府内 4 (第 3 分冊) 中世大友府内町跡第 9 次・第 12 次・第 18 次・第 22 次・第 28 次・第 48 次調査区	平成 18 年
10	豊後府内 5 中世大友府内町跡第 31 次調査区 (瑞光寺周辺)	平成 18 年
11	山脇横穴墓 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 18 年
12	高添遺跡・新殿岡遺跡・庵の平遺跡・下の原遺跡・古城・五郎九遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 1	平成 19 年
13	岡遺跡・穴井遺跡・穴井南遺跡・千仏南遺跡・田原園遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 2	平成 19 年
14	岡遺跡群 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 19 年
15	豊後府内 6 中世大友府内町跡第 10 次調査区	平成 19 年
16	豊後府内 7 中世大友府内町跡第 20 次調査区	平成 19 年
17	北小枇杷遺跡・野田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 19 年
18	古庄屋遺跡 2 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 19 年
19	市用遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 19 年
20	岡遺跡群 上辻遺跡発掘調査報告書	平成 19 年
21	岩金遺跡発掘調査報告書	平成 19 年
22	杵築城下町遺跡 2 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 20 年
23	豊後府内 8 中世大友府内町跡第 34・43 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書 (4)	平成 20 年
24	豊後府内 9 中世大友府内町跡第 36・第 55 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書 (3)	平成 20 年
25	若宮八幡宮遺跡 東横前 a、b 地区 宮ノ前 a～d 地区 埋蔵文化財発掘調査報告書 (4)	平成 20 年
26	豊後府内 10 中世大友城下町跡第 40 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書 (6)	平成 20 年
27	東田室遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 (7)	平成 20 年
28	豊後府内 11 中世大友府内町跡第 61 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書 (8)	平成 20 年
29	諸田南遺跡 A・B・C 地区 定留遺跡外野地区 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 20 年
30	諸田南遺跡 D 地区・田代遺跡・上畑成遺跡・馬下遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 (2)	平成 20 年
31	求来里平島遺跡 D 区・求来里名里遺跡 A 区 1 次調査区・金田遺跡 1 次調査区・金田遺跡 3 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 20 年
32	岩ノ下岩陰遺跡発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 20 年
33	折立遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 20 年
34	黒水遺跡拝香地区 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 20 年
35	真木草場遺跡発掘調査報告書	平成 20 年
36	葛原遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 21 年
37	羽野横穴墓群 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 21 年
38	六麦遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 21 年
39	小林遺跡 上田原遺跡群 馬場遺跡	平成 21 年
40	国東六郷山報恩寺 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 21 年
41	豊後府内 12 中世大友府内町跡第 29・35・42・68 次調査区 埋蔵文化財調査報告 (5)	平成 21 年
42	豊後府内 13 中世大友府内町跡第 71 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書 (8)	平成 21 年
43	井ノ上遺跡	平成 21 年
44	西南戦争戦跡分布調査報告書	平成 21 年
45	茶屋久保 B 遺跡	平成 21 年
46	豊後府内 14 中世大友府内町跡第 30 次調査 埋蔵文化財発掘調査報告書 (6)	平成 22 年
47	豊後府内 15 中世大友府内町跡第 49・51・52・67・78・79 次調査 埋蔵文化財発掘調査報告書 (7)	平成 22 年
48	豊後府内 16 (第 1 分冊) 中世大友府内町跡第 41 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書 (5)	平成 22 年
	豊後府内 16 (第 2 分冊) 中世大友府内町跡第 69 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書 (5)	平成 22 年
	豊後府内 16 (第 3 分冊) 中世大友府内町跡第 75 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書 (5)	平成 22 年
	豊後府内 16 (第 4 分冊) 中世大友府内町跡第 77 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書 (5)	平成 22 年
49	伊藤田中遺跡・屋敷田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 (3)	平成 22 年
50	伊藤田窯跡群発掘調査報告書 (コング窯跡・徳屋 1 号窯跡・徳屋 2 号窯跡) 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 22 年
51	高畑遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 22 年
52	丹生遺跡群 (第 14 地点) 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 22 年

53	上野遺跡群～矢取坂地区～ 埋蔵文化財調査報告書	平成 22 年
54	井尻日焼田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 23 年
55	慈眼山遺跡 埋蔵文化財調査報告書	平成 23 年
56	塚本遺跡発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 23 年
57	丁ノ坪遺跡発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書(1)	平成 23 年
58	横尾貝塚 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 24 年
59	藤原友田遺跡 カネノトイ遺跡1・2次 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 24 年
60	雄方後遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 24 年
61	志津里遺跡発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書(1)	平成 24 年
62	相原遺跡・下坂田西遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 24 年
63	豊後府内17(第1分冊) 中世大友府内町跡第11・72・76・80次調査 埋蔵文化財発掘調査報告書(8)	平成 25 年
	豊後府内17(第2分冊) 中世大友府内町跡第88・95次調査 埋蔵文化財発掘調査報告書(8)	平成 25 年
64	豊後府内18 中世大友府内町跡第91・92・93次調査 埋蔵文化財発掘調査報告書(9)	平成 25 年
65	小河内遺跡・菅ヶ谷遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 25 年
66	津留遺跡 埋蔵文化財発掘調査	平成 25 年
67	福島遺跡平塚・居屋敷地区発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書(2)	平成 25 年
68	香紫庵遺跡・挾万田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書(2)	平成 25 年
69	志津里遺跡B地区1～3次発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書(2)	平成 25 年
70	大分の中世石造遺物 第1集 分布図・地名表編(上)	平成 25 年
71	西秣大迫遺跡・春畑遺跡・カシミ遺跡・今成館跡・木内遺跡・丸尾城跡 埋蔵文化財発掘調査報告書(1)	平成 26 年
72	梅牟礼遺跡天神ノ下地区・梅牟礼遺跡掃木地区・曳地館跡・元越遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書(2)	平成 26 年
73	加原遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書(1)	平成 26 年
74	古市下遺跡・古市上遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書(2)	平成 26 年
75	北屋敷ツル遺跡・石風呂遺跡・由布川小学校遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 26 年
76	高畑遺跡2 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 26 年
77	志津里遺跡B地区4～6次発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書(3)	平成 26 年
78	大分の中世石造遺物 第2集 分布図・地名表編(中)	平成 26 年
79	嶋ノ町遺跡1次、2次・香紫庵遺跡・灰床遺跡・池ノ下・能元遺跡・今成近世墓・虚空蔵寺遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書(2)	平成 27 年
80	長谷山際遺跡・鶴ヶ池遺跡・大久保遺跡・ハカノ下遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書(3)	平成 27 年
81	定留鬼塚遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 27 年
82	若旗遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 27 年
83	豊後府内19 中世大友府内町跡第96・99次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書(10)	平成 27 年
84	竜王畑遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 27 年
85	大分の中世石造遺物 第3集 分布図・地名表編(下)	平成 27 年
86	諫山遺跡 本文・遺物図版編(第1分冊) 埋蔵文化財発掘調査報告書(3)	平成 28 年
	諫山遺跡 遺構図版・写真図版編(第2分冊) 埋蔵文化財発掘調査報告書(3)	平成 28 年
	諫山遺跡 遺構一覧表・遺物一覧表 埋蔵文化財発掘調査報告書(3)	平成 28 年
87	佐知遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書(4)	平成 28 年
88	森の木遺跡発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書(4)	平成 28 年
89	岩鼻岩陰遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 28 年
90	府内城三ノ丸遺跡Ⅲ 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 28 年
91	大分の中世石造遺物 第4集 写真図版編	平成 28 年
92	石田横穴墓群 埋蔵文化財発掘調査報告書(3)	平成 29 年
93	有添田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 29 年
94	原口遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 29 年
95	四日市遺跡1 埋蔵文化財発掘調査報告書(1)	平成 29 年
96	羽室遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 29 年
97	大分の中世石造遺物 第5集 総括編	平成 29 年
	大分の中世石造遺物 第5集 別冊 拓影編	平成 29 年

大分県立埋蔵文化財センター調査報告書 (発行：大分県立埋蔵文化財センター)

No.	書 名	発行年
1	清水遺跡第2次発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 30 年
2	山迫遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 30 年



3	原田第一遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 30 年
4	カメジン遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 30 年
5	四日市遺跡 2 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 31 年
6	蔣山万寿寺跡 第 1 分冊 旧万寿寺跡第 6～10 次調査 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 31 年
	蔣山万寿寺跡 第 2 分冊 旧万寿寺跡第 6～10 次調査 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 31 年
	蔣山万寿寺跡 第 3 分冊 写真図版編 旧万寿寺跡第 6～10 次調査 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 31 年
7	五ヶ瀬中遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 31 年
8	府内城・城下町 知埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 31 年
9	四日市遺跡 2 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 31 年
10	古戸遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 31 年
11	臼杵城下町跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	令和 2 年
12	志手町遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	令和 2 年
13	小野古墳 埋蔵文化財発掘調査報告書	令和 2 年
14	府内城・城下町 31 次 埋蔵文化財発掘調査報告書	令和 2 年
15	四日市遺跡 3 埋蔵文化財発掘調査報告書	令和 2 年
16	賀来条里跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	令和 2 年

大分県内遺跡詳細分布調査概報 (発行：大分県教育委員会)

書名	発行年	書名	発行年
大分県内遺跡詳細分布調査概報 1 昭和 56 年度	昭和 57 年	大分県内遺跡詳細分布調査概報 7 昭和 62 年度	昭和 63 年
大分県内遺跡詳細分布調査概報 2 昭和 57 年度	昭和 58 年	大分県内遺跡詳細分布調査概報 8 昭和 63 年度	平成 元年
大分県内遺跡詳細分布調査概報 3 昭和 58 年度	昭和 59 年	大分県内遺跡詳細分布調査概報 9	平成 2 年
大分県内遺跡詳細分布調査概報 4 昭和 59 年度	昭和 60 年	大分県内遺跡詳細分布調査概報 10	平成 3 年
大分県内遺跡詳細分布調査概報 5 昭和 60 年度	昭和 61 年	大分県内遺跡詳細分布調査概報 11	平成 4 年
大分県内遺跡詳細分布調査概報 6 昭和 61 年度	昭和 62 年		

大分県内遺跡発掘調査概報 (発行：大分県教育委員会)

書名	発行年	書名	発行年
大分県内遺跡発掘調査概報 1	平成 5 年	大分県内遺跡発掘調査概報 5	平成 9 年
大分県内遺跡発掘調査概報 2	平成 6 年	大分県内遺跡発掘調査概報 6	平成 10 年
大分県内遺跡発掘調査概報 3	平成 7 年	大分県内遺跡発掘調査概報 7	平成 11 年
大分県内遺跡発掘調査概報 4	平成 8 年		

大分県内遺跡詳細分布調査概報 (発行：大分県教育庁埋蔵文化財センター)

書名	発行年	書名	発行年
大分県内遺跡発掘調査概報 8	平成 17 年	大分県内遺跡発掘調査概報 15	平成 24 年
大分県内遺跡発掘調査概報 9	平成 18 年	大分県内遺跡発掘調査概報 16	平成 25 年
大分県内遺跡発掘調査概報 10	平成 19 年	大分県内遺跡発掘調査概報 17	平成 26 年
大分県内遺跡発掘調査概報 11	平成 20 年	大分県内遺跡発掘調査概報 18	平成 27 年
大分県内遺跡発掘調査概報 12	平成 21 年	大分県内遺跡発掘調査概報 19	平成 28 年
大分県内遺跡発掘調査概報 13	平成 22 年	大分県内遺跡発掘調査概報 20	平成 29 年
大分県内遺跡発掘調査概報 14	平成 23 年		

大分県内遺跡発掘調査概報 (発行：大分県立埋蔵文化財センター)

書名	発行年	書名	発行年
大分県内遺跡発掘調査概報 21	平成 30 年	大分県内遺跡発掘調査概報 23	令和 2 年
大分県内遺跡発掘調査概報 22	平成 31 年		

大分県遺跡地図 (発行：大分県教育委員会)

書名	発行年	書名	発行年
大分県遺跡地図	平成 4 年	大分県遺跡地図	平成 30 年
大分県遺跡地図	平成 20 年		

## ◇大分県記録史料調査事業一覧

- ・臼杵市・津久見市・佐伯市（平成12年度～平成16年度）
- ・別府市・九重町・玖珠町・日田市（平成17年度～平成21年度）
- ・豊後大野市・竹田市（平成22年度～平成26年度）
- ・大分市・由布市（平成27年度～令和元年度）
- ・日出町・杵築市・国東市・姫島村・豊後高田市（令和2年度～令和6年度）

年 度	資 料 名
平成12年度	織田家文書（日田市）、山田家文書（日田市）
平成13年度	佐保家文書（佐伯市）、並河家文書（佐伯市）、佐伯文庫（佐伯市）、阿南家文書（佐伯市）、生桑区文書（杵築市）、時松家文書（九重町）、湯屋文書（中津市）
平成14年度	羽出浦庄屋文書（佐伯市）、解脱閣寺文書（津久見市）、長泉寺史料（津久見市）、留恵社史料（津久見市）、高野家文書（津久見市）、木下延俊日記（日出町）、四日市村年代記（宇佐市）、小笠原文庫豊前国絵図（福岡県）
平成15年度	遠藤氏収集文書（臼杵市）、仲野家文書（津久見市）、田原家文書（佐伯市）、葛畑村川野家文書（津久見市）、染矢文書（佐伯市）、中越浦安倍家文書（佐伯市）、井無田村絵図（津久見市）、日見佐藤家文書（津久見市）、内山田家史料（佐伯市）、蓑部家文書（佐伯市）、平山氏収集文書（臼杵市）、古田家文書（佐伯市）、般若院文書（臼杵市）、安部氏収集文書（臼杵市）、安野家文書（臼杵市）、蒲江浦疋田家文書（佐伯市）、直川村所蔵資料（佐伯市）、色利浦御手洗家文書（佐伯市）、堤家文書（日出町）、明石町遺跡出土資料（東京都）、金子家文書（栃木県）
平成16年度	日向久保区「御日待帳」（豊後大野市）、高畑区「御日待帳」（豊後大野市）、竹野浦御手洗家文書（佐伯市）、高宮氏収集資料（佐伯市）、楠本浦小野家文書（佐伯市）、常磐井路関係史料（佐伯市）、佐伯文庫（佐伯市）、小椋家木地師文書（佐伯市）、海崎村松崎家史料（佐伯市）、木立村塩月家文書（佐伯市）、吹浦染矢家文書（佐伯市）、夏井浦文書（佐伯市）、福泊浦文書（佐伯市）、浅海井浦児玉家文書（佐伯市）、浅海井村藤田家文書（佐伯市）、浅海井浦赤迫家文書（佐伯市）
平成17年度	上野村原田家文書（佐伯市）、蛇崎村池田家文書（佐伯市）、高松浦安藤家文書（佐伯市）、畑木家史料（佐伯市）、小野家文書（佐伯市）、広瀬家史料（佐伯市）、武内文書（日出町）、高野山本覚院文書（和歌山県）、宮崎県立図書館「日本九峰修行日記」（宮崎市）
平成18年度	蓑部家所蔵小笠原流礼法関係史料（大分市）、久保浦安藤家文書（佐伯市）、満福寺史料（玖珠町）、深田家文書（佐伯市）、岡崎氏収集絵葉書（大分市）、広瀬久兵衛日記（日田市）、松原区所蔵文書（臼杵市）、戸穴村佐藤家文書（佐伯市）、向野区所蔵獅子舞・棒術関係史料（豊後大野市）、潮谷寺史料（佐伯市）、松下筑蔭関係史料（さいたま市）、高野山本覚院文書（和歌山県）
平成19年度	北里家文書（別府市）、南鉄輪村佐藤家文書（別府市）、光徳寺史料（豊後高田市）、杵築市立図書館「追遠拾遺」（杵築市）、千光寺「豊鐘善鳴録」（杵築市）、普現寺史料（臼杵市）、多福寺史料（臼杵市）、専想寺文書（大分市）、毛利家文書（佐伯市）、岩崎家文書（佐伯市）、相垣氏所蔵史料（日田市）、宮木氏所蔵史料（日田市）
平成20年度	岡村家文書（日田市）、松本家文書（日田市）、広瀬久兵衛日記（日田市）、脇屋家文書（別府市）、大津留家文書（由布市）、三佐野口家文書（大分市）、野口氏収集史料（大分市）、戸次帆足分家不老館文書「大分新聞」（大分市）、上高家熊笹御堂家文書（宇佐市）
平成21年度	廣瀬資料館所蔵史料（日田市）、麻生家文書（九重町）、宮崎氏収集資料（日田市）、急雨亭文庫所蔵史料（宇佐市）、辛島家文書（大分市）、米山稻葉家文書（臼杵市）

平成 22 年度	鶴崎牧家文書（大分市）、門田村植木家文書（大分市）、奥山家文書（中津市）、黒瀬家文書（中津市）、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵史料（長崎県）
平成 23 年度	奥嶽文書（豊後大野市）、板井迫志賀家文書（豊後大野市）、円行寺文書（豊後大野市）、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵史料（長崎県）、パチカン図書館・サレジオ大学所蔵史料
平成 24 年度	原田組大庄屋大津留文書（豊後大野市）、北野家文書（豊後大野市）、上津八幡宮文書（豊後大野市）、沓掛文書（大分市）、吉野地区所蔵絵図（大分市）、臼杵後藤家史料（臼杵市）
平成 25 年度	板井迫志賀家文書（豊後大野市）、佐土原家文書（豊後大野市）、戸伏氏所蔵文書（竹田市）、内藤家文書（竹田市）、森田家文書（竹田市）、中津祇園会記録（中津市）、神戸大学文学部中川家文書（兵庫県）、大善寺玉垂宮関係文書（福岡県）、柳川古文書館所蔵史料（福岡県）
平成 26 年度	炭竈古庄家文書（竹田市）、宝福寺文書（豊後大野市）、大聖寺文書（豊後大野市）、松村氏収集資料（山口県）、秋月郷土館所蔵史料（福岡県）、財津家資料（静岡県）、慶応義塾大学文学部中川家文書（東京都）
平成 27 年度	柞原八幡宮文書（大分市）、園寿寺文書・大般若経（大分市）、一万田文書（大分市）、安達一郎氏収集資料（大分市）、薬師寺家文書（大分市）、吉岡家文書（大分市）、瀬口村曾根崎家文書（由布市）、佐田文書（東京都）、熊本大学附属図書館松井文庫（熊本県）
平成 28 年度	首藤家文書（由布市）、田北家文書（由布市）、若林文書（大分市）、中根家資料（大分市）、善法寺資料（臼杵市）、文殊仙寺文書（国東市）、大形組大久保家文書（東京都）、金剛三昧院文書（和歌山県）、斎藤家資料（兵庫県）
平成 29 年度	溝口家資料（由布市）、曾根崎家文書（由布市）、上野家文書（大分市）、専想寺資料（大分市）、中根家資料（大分市）来浦竹内家資料（国東市）
平成 30 年度	六所宮文書（由布市）、志賀迫伊東家文書（豊後大野市）、田尻家資料（竹田市）、樋田魯一関係資料（宇佐市）、東京大学文学部小河家文書（東京都）
令和元年度	久多羅木儀一郎関係資料（大分市）、種木家文書（由布市）、西石松溝口家資料（由布市）、志賀家文書（竹田市）、猪鹿狼寺文書（竹田市）、賀来飛霞資料（別府市）
令和 2 年度	秋田家資料（由布市）、日名子太郎関係資料（別府市）、佐藤家文書（豊後高田市）

◇文化財保護法に関する年表

年	国の動向	大分県の動向
明治 4 年	古器旧物保存方 ・全国的に伝世の古器旧物を保全すべきことを通達し、所蔵人を調査のうえ政府に報告するよう指令	
明治 30 年	古社寺保存法 ・建造物及び宝物類の維持修理が不可能な古社寺に対して保存金の下付	
大正 8 年	史蹟名勝天然記念物保存法 ・史蹟や天然記念物を破壊から保護するために制定	
昭和 4 年	国宝保存法 古社寺保存法の廃止	
昭和 8 年	重要美術品等ノ保存ニ関スル法律	
昭和 24 年	法隆寺金堂壁画焼失	
昭和 25 年	文化財保護法制定 ・国の指定制度の改正 ・無形文化財と埋蔵文化財の保護制度創設 文化財保護委員会（文化庁の前身）の設置	
昭和 26 年		大分県文化財保護条例制定 大分県文化財調査委員（18名）を任命
昭和 27 年		『大分県史料』刊行開始 ～昭和 59 年
昭和 29 年	文化財保護法改正 ・埋蔵文化財包蔵地発掘の事前届出制度 ・民俗資料の保護制度	
昭和 30 年		大分県文化財保護条例改正 ・無形文化財保護制度 ・民俗資料保護制度 ・罰則規定 大分県文化財専門員条例
昭和 41 年	文化財愛護モデル地区の設定 ・県内からは臼杵市が 41-42 年度 ・その後は日田(43-44)、豊後高田(45-46)、宇佐(47-48)、竹田(49-50)、杵築(51-52)、大分(53-54)	
昭和 43 年	文化財保護法改正 文化庁の発足 文化財保護審議会設置	
昭和 44 年		大分市に文化財愛護少年団の第一号である豊後国分寺史跡愛護会が誕生
昭和 45 年		県教育委員会社会教育課に文化財係設置 「宇佐風土記の丘」計画策定
昭和 46 年		県教育委員会文化室発足 川部・高森古墳群学術調査～昭和 49 年
昭和 47 年		県教育委員会文化課発足
昭和 48 年		文化財愛護少年団指導者講習会開催

年	国の動向	大分県の動向
昭和 49 年		『大分県史』編さん事業開始～平成 3 年
昭和 50 年	文化財保護法改正 ・民俗文化財の保護制度の充実 ・伝統的建造物群保存地区制度の創設 ・文化財の保存技術の保護制度の創設	
昭和 51 年		大分県文化財保護条例改正 ・重要文化財を有形文化へ改称 ・民俗文化財保護制度 大分県文化財保護審議会条例制定 大分県文化財保護指導委員設置規則
昭和 52 年		大分県立芸術会館開館
昭和 53 年		大分県文化財愛護少年団連絡協議会発足 大分県文化財愛護功労者第 1 回表彰実施
昭和 56 年		大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館開館
平成 元 年		『大分県先哲叢書』編さん事業開始
平成 7 年		大分県立先哲史料館開館
平成 8 年	文化財保護法改正 ・文化財登録制度（建造物）の創設	
平成 10 年		大分県立歴史博物館開館
平成 11 年	文化財保護法改正 ・都道府県や指定都市への権限委譲	
平成 16 年	文化財保護法改正 ・文化的景観の保護制度の創設 ・文化財登録制度を建造物以外にも拡充	大分県教育庁埋蔵文化財センター設置
平成 26 年		大分県立美術館開館
平成 29 年		大分県立埋蔵文化財センター開館
平成 30 年	文化財保護法改正 ・都道府県による大綱策定を創設 ・市町村の地域計画の認定制度を創出 ・保存活用計画の認定制度を創出 ・文化財保存活用支援団体の指定制度の創出 ・管理責任者の専任要件の拡大	
平成 31 年 令和 元 年		大分県文化財保護条例改正 ・管理責任者の専任要件の拡大
令和 3 年		大分県文化財保存活用大綱策定

## ◇大分県文化財保護条例

昭和三十年四月一日  
大分県条例第十二号

大分県文化財保護条例をここに公布する。

大分県文化財保護条例

大分県文化財保護条例(昭和二十六年大分県条例第五十九号)の全部を改正する。

### 目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 県指定有形文化財(第四条—第二十三条)
- 第三章 県指定無形文化財(第二十四条—第二十九条)
- 第四章 県指定民俗文化財(第三十条—第三十四条の四)
- 第五章 県指定史跡名勝天然記念物(第三十五条—第四十条)
- 第五章の二 県選定保存技術(第四十条の二—第四十条の六)
- 第六章 罰則(第四十一条—第四十三条)
- 第七章 補則(第四十四条)
- 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で大分県(以下「県」という。)の区域内に存するものうち県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例で「文化財」とは、法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第三条 大分県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

### 第二章 県指定有形文化財

#### (指定)

第四条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを大分県指定有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、大分県文化財保護審議会(以下「県文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を県報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による県報の告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。  
(解除)

第五条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

3 県指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第二項で準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第六条 県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて発する教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

2 県指定有形文化財の所有者は、当該県指定有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

(管理団体による管理)

第七条 県指定有形文化財につき所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、教育委員会は、適当な市町村その他の法人を指定して当該県指定有形文化財の保存のために必要な管理を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ当該県指定有形文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする市町村その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を県報で告示するとともに、

前項の規定する所有者、権原に基づく占有者及び市町村その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定を受けた市町村その他の法人(以下「管理団体」という。)には前条第一項の規定を準用する。

第八条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項の規定を準用する。  
(所有者の変更等)

第九条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。  
(滅失、き損等)

第十条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第十一条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(修理)

第十二条 県指定有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第十三条 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該県指定有形文化財の所有者(所有者が不明な場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

(管理又は修理の補助)

第十四条 県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部を充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第十五条 前条第一項の規定による補助金の交付を受ける所有者又は管理団体が次の各号の一に該当するに至ったときは、県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者若しくは管理団体に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 管理又は修理に関し条例、規則又は教育委員会規則に違反したとき。

二 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

三 前条第二項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第十六条 県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第十四条第二項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第十七条 県が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき第十四条第一項の規定により補助金を交付し、又は前条第三項の規定により費用を負担した県指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(以下この条において「所有者等」という。)は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該県指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を県に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該県指定有形文化財に譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該県指定有形文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第十八条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

- 3 教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第十九条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十四条第一項の規定による補助金の交付、第十六条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第二十条 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、六月以内の期間を限つて、教育委員会の行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、三月以内の期間を限つて当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 3 第一項の規定による出品のために要する費用は、県の負担とし、前項の規定による出品のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。
- 4 県は、第一項の規定により出品した所有者に対し、給与金を支給することができる。
- 5 教育委員会は、第一項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから、当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 6 教育委員会は、第二項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。
- 7 第一項又は第二項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、県は、所有者又は管理団体に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者又は管理団体の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第二十一条 前条第二項の規定による公開の場合を除き、県指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第十一条の規定による届出があつた場合には、前条第六条の規定を準用する。

(調査)

第二十二条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該県指定有形

文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者の変更に伴う権利義務の承継)

第二十三条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

### 第三章 県指定無形文化財

(指定)

第二十四条 教育委員会は、県の区域内に存する無形文化財(法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを大分県指定無形文化財(以下「県指定無形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
- 3 第一項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、県文化財保護審議会に諮問しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。
- 5 教育委員会は、第一項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 前項の規定による追加認定には、第三項及び第四項の規定を準用する。

(解除)

第二十五条 県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。
- 3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第三項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による指定の解除又は第二項の規定による認定の解除は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。
- 5 県指定無形文化財について法第七十一条第一項の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、当該県指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県報で告示するととも



に、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

- 7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を県報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第二十六条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

(保存)

第二十七条 教育委員会は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十四条第二項及び第十五条の規定を準用する。

(公開)

第二十八条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による県指定無形文化財の公開には、第二十条第三項及び第六項の規定を準用する。
- 3 県は、第一項の規定による県指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
- 4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十四条第二項及び第十五条の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第二十九条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

#### 第四章 県指定民俗文化財

(指定)

第三十条 教育委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財(法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを大分県指定有形民俗文化財(以下「県指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを大分県指定無形民俗文化財(以下「県指定無形民俗文化財」という。)に指定するこ

とができる。

- 2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第四条第二項から第六項までの規定を準用する。
- 3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定には、第二十四条第三項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を県報に告示してする。

(解除)

第三十一条 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特殊な事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第二項及び第五項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除には、第二十五条第三項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を県報に告示してする。
- 5 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合の県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 7 第五項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を県報で告示しなければならない。

(県指定有形民俗文化財の保護)

第三十二条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(県指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第三十三条 第六条から第十七条まで及び第二十条から第二十三条までの規定は、県指定有形民俗文化財について準用する。

(県指定無形民俗文化財の保存)

第三十四条 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十四条第二項及び第十五条の規定を準用する。

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第三十四条の二 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による公開には、第二十八条第三項及び第四項の規定

を準用する。

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第三十四条の三 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第三十四条の四 教育委員会は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定による選択には、第二十四条第三項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定により補助金を交付する場合は、第十四条第二項及び第十五条の規定を準用する。

## 第五章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第三十五条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを大分県指定史跡、大分県指定名勝又は大分県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には、第四条第二項から第五項までの規定を準用する。

(解除)

第三十六条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 県指定史跡名勝天然記念物について法第九十九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。
- 3 第一項の規定による指定の解除には、第五条第二項の規定を、前項の場合には、第五条第四項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第三十七条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者(第四十条で準用する第七条第一項の規定により指定された管理団体がある場合はその者)は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第三十八条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(第四十条で準用する第六条第二項の規定により選任した管理責任者又は第七条第一項の規定により指定された管理団体がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第三十九条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又

はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第十八条第三項及び第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第十八条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第四十条 第六条から第十条まで、第十二条から第十七条まで、第十九条、第二十条及び第二十三条第一項の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

## 第五章の二 県選定保存技術

(選定等)

第四十条の二 教育委員会は、県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第四十七条第一項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを大分県選定保存技術(以下「県選定保存技術」という。)として選定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者又は保存団体(県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
- 3 一の県選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。
- 4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第二十四条第三項から第六項までの規定を準用する。

(解除)

第四十条の三 教育委員会は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。
- 3 第一項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第二十五条第三項及び第四項の規定を準用する。
- 4 県選定保存技術について法第四十七条第一項の規定による選定保存技術の選定があつたときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、第二十五条第六項の規定を準用する。
- 6 前条第二項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつては

そのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについでなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を県報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第四十条の四 保持者及び保存団体には、第二十六条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(保存)

第四十条の五 教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十四条第二項及び第十五条の規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第四十条の六 教育委員会は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

## 第六章 罰則

第四十一条 県指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

2 前項に規定する者が当該県指定有形文化財の所有者であるときは、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十五万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第四十二条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

2 前項に規定する者が当該県指定史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十五万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第四十二条の二 第十八条又は第三十九条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、十五万円以下の罰金又は科料に処する。

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

## 第七章 補則

(施行規則)

第四十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に重要文化財及び史跡名勝天然記念物に指定されているものは、それぞれこの条例第四条第一項及び第三十五条第一項の規定により指定されたものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大分県文化財保護条例(以下「旧条例」という。)第四条第一項の規定により指定されている県指定重要文化財は、この条例による改正後の大分県文化財保護条例(以下「新条例」という。)の規定の適用については、新条例第四条第一項の規定により指定された県指定有形文化財とみなす。この場合において、旧条例第四条第五項の規定により交付された県指定重要文化財の指定書は、新条例第四条第六項の規定により交付された県指定有形文化財の指定書とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第二十四条第一項の規定により指定されている県指定重要無形文化財(民俗芸能に属するものを除く。)は、新条例の規定の適用については、新条例第二十四条第一項の規定により指定された県指定無形文化財と、旧条例第二十四条第一項の規定により指定されている県指定重要無形文化財のうち民俗芸能に属するものは、新条例の規定の適用については、新条例第三十条第一項の規定により指定された県指定無形民俗文化財とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第三十条第一項の規定により指定されている県指定重要民俗資料は、新条例の規定の適用については、新条例第三十条第一項の規定により指定された県指定有形民俗文化財とみなす。この場合において、旧条例第三十条第二項において準用する旧条例第四条第五項の規定により交付された県指定重要民俗資料の指定書は、新条例第三十条第二項において準用する新条例第四条第六項の規定により交付された県指定有形民俗文化財の指定書とみなす。

- 5 この条例の施行の際現に旧条例第三十四条第一項の規定により選択されている無形の民俗資料は、新条例の規定の適用については、新条例第三十四条の四第一項の規定により選択された県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財とみなす。

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## ◇大分県文化財保護条例施行規則

昭和五十一年四月一日

大分県教育委員会規則第三号

大分県文化財保護条例施行規則をここに公布する。

大分県文化財保護条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 県指定有形文化財(第二条—第十九条)

第三章 県指定無形文化財(第二十条—第二十三条)

第四章 県指定民俗文化財(第二十四条—第二十七条)

第五章 県指定史跡名勝天然記念物(第二十八条—第三十九条)

第六章 県選定保存技術(第四十条・第四十一条)

第七章 雑則(第四十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県文化財保護条例(昭和三十年大分県条例第十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 県指定有形文化財

(指定の同意)

第二条 条例第四条第二項に規定する同意をしようとする者は、指定同意書(第一号様式)を提出しなければならない。

(指定書)

第三条 条例第四条第六項に規定する指定書は、大分県指定有形文化財指定書(第二号様式)によるものとする。

2 指定書には、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料及び雑の頭文字による区分を示す記号及びそれぞれの区分ごとに第一号から追番号をもつてする番号を記載するものとする。

(指定書の附書)

第四条 県指定有形文化財に関する記載事項が、指定書のみに記載できない場合は、大分県指定有形文化財指定書附書(第三号様式。以下この章において「附書」という。)に記載するものとする。この場合において、附書は、当該指定書の一部として取り扱うものとする。

2 附書には、当該指定書の記号番号と同一の記号番号を記載し、当該指定書の裏面に掛けて割印を押すものとする。

(指定書及び附書の再交付)

第五条 指定書又は附書の交付を受けた者は、指定書又は附書を亡失し、若しくは盗み取られ、又は滅失し、若しくは破損したときは、その再交付を受けることができる。

2 前項の規定により指定書又は附書の再交付を受けようとする者は、その事実を証明するに足りる書類又は破損した指定書若しくは附書を添えなければならない。

(管理責任者の選任等の届出書の記載事項)

第六条 条例第六条第三項の規定による管理責任者の選任の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称及び員数

二 指定年月日及び指定書の記号番号

三 指定書記載の所在の場所

四 管理責任者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢

六 選任の年月日

七 選任の事由

八 その他参考となる事項

2 前項の規定は、管理責任者の解任の届出の書面について準用する。この場合において、前項第六号及び第七号中「選任」とあるのは「解任」と、同項第八号中「その他参考となる事項」とあるのは「新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となる事項」と読み替えるものとする。

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第七条 条例第九条第一項の規定による所有者変更の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称及び員数

二 指定年月日及び指定書の記号番号

三 指定書記載の所在の場所

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 変更の年月日

七 変更の事由

八 その他参考となる事項

2 前項の届出の書面には、指定書及び附書並びに所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(所有者等の氏名等の変更の届出書の記載事項等)

第八条 条例第九条第二項の規定による所有者、管理責任者又は管理団体の氏名等の変更の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称及び員数

二 指定年月日及び指定書の記号番号

三 指定書記載の所在の場所

四 変更前の氏名又は名称及び住所又は所在地

五 変更後の氏名又は名称及び住所又は所在地

六 変更の年月日

七 変更の事由

八 その他参考となる事項

2 氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るときは、指定書

及び附書を添えるものとする。

(滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第九条 条例第十条の規定による滅失、毀損等の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 指定書記載の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損等の員数
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた日時及び場所
- 九 滅失、毀損等の事実を知った日時
- 十 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十一 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となる事項

2 毀損の場合にあつては、前項の書面に、写真又は見取図その他毀損の状態を示す書類を添えるものとする。

(所在の場所の変更の届出書の記載事項)

第十条 条例第十一条本文の規定による所在の場所の変更の届出の書面には、次に掲げる事項を記載し、その変更しようとする日の二十日前までに提出しなければならない。

- 一 名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 占有者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 指定書記載の所在の場所
- 八 変更しようとする所在の場所
- 九 変更しようとする年月日
- 十 変更しようとする事由
- 十一 指定書記載の場所に復することが明らか場合は、その旨及び時期
- 十二 その他参考となる事項

2 前項の規定は、条例第十一条ただし書の規定による所在の場所を変更した後にする届出について準用する。この場合において、同項中「その変更しようとする日の二十日前までにしなければならない。」とあるのは「その変更した日から二十日以内に行わなければならない。」と、同項第八号から第十号まで中「変更しようとする」とあるのは「変更した」と読み替えるものとする。

(所在の場所の変更の届出を要しない場合等)

第十一条 条例第十一条ただし書の規定により所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 条例第十四条第一項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 二 条例第十六条第一項又は第二項の規定による勧告を受けて行う措置又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 条例第十八条第一項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のために所在の場所を変更しようとするとき。

四 条例第十九条第一項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

五 条例第二十条第一項又は第二項の規定による勧告を受けて行う出品のため所在の場所を変更しようとするとき。

六 前各号に掲げる所在の場所を変更した後、指定書記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び条例第十一条本文の規定による届出を行つて所在の場所を変更した後、当該届出書に記載した指定書記載の場所に復する時期において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

七 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更(公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとするときを除く。)が三十日を超えないとき。

2 条例第十一条ただし書の規定により所在の場所を変更した後届出ることをもつて足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

(現状変更等の許可の申請書の記載事項等)

第十二条 条例第十八条第一項の規定による現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為の許可を受けようとするときの申請の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 六 指定書記載の所在の場所
- 七 現状変更等を必要とする事由
- 八 現状変更等の内容及び実施の方法
- 九 現状変更等のため所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 十 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十一 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となる事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときは、その資料
- 四 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 五 占有者がある場合において申請者が占有者以外の者であるときは、占有者の承諾書
- 六 管理責任者がある場合において申請者が管理責任者以外の者で

あるときは、管理責任者の意見書

七 管理団体がある場合において申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

(着手及び終了の報告)

第十三条 条例第十八条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為に着手し、及びこれを終了したときは、遅滞なく、その旨を大分県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告しなければならない。

2 前項の終了の報告書には、その結果を示す写真又は見取図を添えなければならない。

(維持の措置の範囲)

第十四条 条例第十八条第二項の維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

一 県指定有形文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形文化財をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状)に復するとき。

二 県指定有形文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(修理の届出書の記載事項等)

第十五条 条例第十九条第一項の規定による修理の届出の書面には、次に掲げる事項を記載し、その修理をしようとする日の三十日前までに提出しなければならない。

一 名称及び員数

二 指定年月日及び指定書の記号番号

三 指定書記載の所在の場所

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 修理を必要とする事由

八 修理の内容及び方法

九 修理の着手及び終了の予定時期

十 修理施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十一 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 設計仕様書及び設計図

二 修理をしようとする箇所の写真又は見取図

三 修理をしようとする者が管理団体であるときは、所有者の同意書及び占有者の意見書

(修理の終了の報告)

第十六条 条例第十九条第一項の規定により届出をした者は、当該届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、遅滞なく、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(公開の勧告による出品の場合の補償の請求)

第十七条 条例第二十条第七項の規定により損失の補償を受けよう

する者は、次の各号に掲げる事項を記載した損失補償請求書を教育委員会に提出しなければならない。

一 名称及び員数

二 指定年月日及び指定書の記号番号

三 所有者の氏名又は名称及び住所

四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

六 補償を受けようとする事由

七 補償の額として希望する金額

八 前号の金額算出の基礎

九 滅失し、又は毀損した県指定有形文化財について損害保険契約をしていたときは、当該保険証券の記載事項

十 その他参考となる事項

(公開の勧告による出品の場合の補償の決定)

第十八条 教育委員会は、前条の規定による請求書を受領したときは、審査のうえ、補償を行うか否かを速やかに決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により補償を行うことを決定したときは、補償金の額を定め、支払の方法及び時期その他必要な事項とともにこれを補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 教育委員会は、第一項の規定により補償を行わないことを決定したときは、理由を附してその旨を請求書の提出者に通知しなければならない。

(公開の勧告による出品の場合の補償金額の決定の基準)

第十九条 前条第二項の規定による補償金の額の決定は、特別の事情がある場合を除いて、次の各号の一に掲げる金額を基準として行うものとする。

一 県指定有形文化財が滅失した場合には、当該県指定有形文化財の時価に相当する金額

二 県指定有形文化財がき損した場合においては、当該県指定有形文化財のき損の箇所の修理のために必要と認められる経費及び当該県指定有形文化財のき損の時価と修理後の時価の差額との合計額に相当する金額(当該県指定有形文化財のき損の状況により、これを修理することが不適当又は不可能であると認められるときは、き損前の時価とき損後の時価の差額に相当する金額)

2 教育委員会は、前項の基準により定めらるべき補償金の額が滅失又はき損により通常生ずべき損失を補償するに足りないとき、その額を超えて補償金の額を定めることができる。

### 第三章 県指定無形文化財

(認定書の交付)

第二十条 教育委員会は、条例第二十四条第二項の規定により県指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定したときは、当該保持者又は保持団体に大分県指定無形文化財保持者(保持団体)認定書(第四号様式。以下「無形文化財認定書」という。)を交付する。

(保持者の氏名変更等の届出書の記載事項等)

第二十一条 条例第二十六条の規定による保持者の氏名若しくは住所の変更、その他第二十二条に規定する事由に係るもの、保持団体の名称、事務所の所在地若しくは代表者の変更又は構成員の異動の届

出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 名称
  - 二 認定年月日
  - 三 変更前の保持者の氏名及び住所、保持団体の名称及び事務所の所在地、代表者の氏名及び住所又は構成員の氏名及び住所
  - 四 変更後の保持者の氏名及び住所、保持団体の名称及び事務所の所在地、代表者の氏名及び住所又は構成員の氏名及び住所
  - 五 変更の年月日
  - 六 変更の事由
  - 七 次条第二号の事由に係るものについては、心身の故障を生じた年月日
  - 八 次条第二号の事由に係るものについては、心身の故障の状況
  - 九 その他参考となる事項
- 2 条例第二十六条の規定による保持者の死亡又は保持団体の解散（消滅した場合を含む。）の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 名称
- 二 認定年月日
- 三 保持者の氏名及び住所又は保持団体の名称及び事務所の所在地
- 四 死亡又は解散若しくは消滅した年月日
- 五 その他参考となる事項

3 前二項の規定による届出の書面には、無形文化財認定書を添えるものとする。

（その他の届出事由）

第二十二條 条例第二十六条に規定する届出を要するその他の事由は、次に掲げるものとする。

- 一 保持者が芸名、雅号等を変更したとき。
- 二 保持者について、その保持する県指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。

（準用規定）

第二十三條 第五条の規定は、無形文化財認定書について準用する。

この場合において、同条中「指定書又は附書」とあるのは「無形文化財認定書」と、「指定書若しくは附書」とあるのは「無形文化財認定書」と読み替えるものとする。

#### 第四章 県指定民俗文化財

（指定書）

第二十四條 条例第三十条第二項において準用する条例第四条第六項に規定する指定書は、大分県指定有形民俗文化財指定書(第五号様式)によるものとする。

2 指定書には、第一号から追番号をもつてする番号を記載するものとする。

（指定書の附書）

第二十五條 県指定有形民俗文化財に関する記載事項が、指定書のみ記載できない場合は、大分県指定有形民俗文化財指定書附書(第六号様式。以下この条において「附書」という。)に記載するものとする。この場合において、附書は、当該指定書の一部分として取り扱うものとする。

2 附書には、当該指定書の番号と同一の番号を記載し、当該指定書

の裏面に掛けて割印を押すものとする。

（指定の同意）

第二十六條 条例第三十条第二項において準用する条例第四条第二項に規定する同意をしようとする者は、指定同意書を提出しなければならない。

（準用規定）

第二十七條 第五条から第十三条まで及び第十七条から第十九条までの規定は、県指定有形民俗文化財について準用する。

#### 第五章 県指定史跡名勝天然記念物

（標識）

第二十八條 条例第三十七条の規定により設置すべき標識は、石造りとするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材等の材料をもつて設置することができる。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 県指定史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 大分県教育委員会の文字
- 三 指定年月日
- 四 建設年月日

3 第一項の標識の表面のほか、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二十九條 条例第三十七条の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 県指定史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 説明事項
- 四 保存上注意すべき事項

（標注及び注意札）

第三十條 前条第三号又は第四号に掲げる事項が指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置することができる。

（境界標）

第三十一條 条例第三十七条の規定により設置すべき境界標は、石造り又はコンクリート造りとする。ただし、特別の事情があるときは、木材をもつて設置することができる。

2 前項の境界標には指定に係る地域の境界を示す方向指示線及び大分県指定史跡、大分県指定名勝又は大分県指定天然記念物の文字並びに大分県教育委員会の文字を表示するものとする。

3 第一項の境界標は、指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第三十二條 第二十八条から前条までに定めるもののほか、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これ

らの施設の設置に関し必要な事項は、当該県指定史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲さくその他の施設)

第三十三条 条例第三十七条の規定により設置すべき囲さくその他の施設については、前条の規定を準用する。

(標識等の届出)

第三十四条 第二十八条から第三十三条までに定める基準により標識、説明板、標柱、注意札、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、設計仕様書及び設計図(説明板の設置に係る場合は、説明板の記載事項を含む。)及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ、教育委員会に届け出るものとする。

(土地の所在等の異動の届出書の記載事項等)

第三十五条 条例第三十八条の規定による土地の所在等の異動の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 県指定史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 県指定史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 異動前の土地の所在、地番、地目又は地積
- 八 異動後の土地の所在、地番、地目又は地積
- 九 異動の年月日
- 十 異動の事由
- 十一 その他参考となる事由

2 前項の届出は、その異動のあつた日から三十日以内に行わなければならない。

3 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記簿の謄本及び登記所に備えられた地図の写本を第一項の書面に添えるものとする。

(現状変更等の許可の申請書の記載事項等)

第三十六条 条例第三十九条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- 一 県指定史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 県指定史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 占有者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 七 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 八 現状変更等を必要とする事由
- 九 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼす県指定史跡、名勝又は天然記念物への影響に関する事項
- 十一 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十二 現状変更等に係る地域の地番及び地積

十三 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地

十四 その他参考となる事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときは、その資料
- 四 申請書が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 五 占有者がある場合において申請者が占有者以外の者であるときは、占有者の承諾書
- 六 管理責任者がある場合において申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 七 管理団体がある場合において申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

(維持の措置の範囲)

第三十七条 条例第三十九条第二条の維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

- 一 県指定史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後に現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 県指定史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 県指定史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(指定の同意)

第三十八条 条例第三十五条第二項において準用する条例第四条第二項に規定する同意をしようとする者は、指定同意書を提出しなければならない。

(準用規定)

第三十九条 第六条から第九条まで、第十三条、第十五条及び第十六条の規定は、県指定史跡、名勝又は天然記念物について準用する。

## 第六章 県選定保存技術

(認定書の交付)

第四十条 教育委員会は、条例第四十条の二第二項の規定により県選定保存技術の保持者又は保存団体を認定したときは、当該保持者又は保存団体に、大分県選定保存技術保持者(保存団体)認定書(第七号様式。以下「選定保存技術認定書」という。)を交付する。

第四十一条 第五条、第二十一条及び第二十二条の規定は、県選定保存技術について準用する。この場合において、第五条中「指定書又は附書」とあるのは「選定保存技術認定書」と、「指定書若しくは附書」とあるのは「選定保存技術認定書」と、第二十一条中「保持



団体」とあるのは「保存団体」と読み替えるものとする。

#### 第七章 雑則

(指定台帳)

第四十二条 教育委員会は、県指定の文化財の台帳を備え、必要な事項を記入しておかなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(大分県指定重要文化財出品給与金支給基準規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、これを廃止する。
  - 一 大分県指定重要文化財出品給与金支給基準規則(昭和二十六年大分県教育委員会規則第十一号)
  - 二 大分県文化財保護条例による許可及び届出等に関する規則(昭和三十年大分県教育委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)
  - 三 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和三十年大分県教育委員会規則第六号)
  - 四 大分県指定重要文化財及び重要民族資料の指定書規則(昭和三十四年大分県教育委員会規則第九号)
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている届出書及び申請書は、この規則の相当規定により提出された届出書及び申請書とみなす。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ◇大分県文化財保護審議会条例

昭和五十年十二月二十五日  
大分県条例第四十四号

大分県文化財保護条例をここに公布する。

大分県文化財保護審議会条例

(設置)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第九十条第一項の規定に基づき、大分県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に大分県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第四条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の

職員のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

第五条 委員の任期は、二年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。
- 4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。  
(会長)

第六条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(議事)

第七条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第八条 審議会に、教育委員会規則の定めるところにより、部会を置くことができる。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、教育庁において処理する。

(教育委員会規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 2 大分県文化財専門委員条例(昭和三十年大分県条例第十三号)は、廃止する。

附 則(平成一六年条例第三三号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第三一号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年条例第七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## ◇大分県文化財指定・選定基準

平成11年8月6日

大分県文化財保護審議会

大分県文化財保護条例第四条、第二十四条、第三十条、第三十四条

の四、第三十五条、第四十条の二に規定する大分県文化財に関する指定、選択及び選定は、次の基準により行う。

#### 第一 文化財指定等の共通基準

大分県文化財に関する指定・選択及び選定の対象は次のとおりとする。

1. 市町村指定文化財に指定されているもの
2. 県指定文化財候補目録に登録されているもの
3. その他保護のため指定等を必要とするもの

#### 第二 文化財指定等の個別基準

##### 1. 有形文化財の指定基準

###### (1) 建造物

大分県の文化に密接な関係があるもののうち、①～⑥までに該当し、かつ、本県及び地域を代表するもの

- ① 意匠的に優秀なもの
- ② 技術的に優秀なもの
- ③ 地域の歴史上価値が高く景観に寄与しているもの
- ④ 学術的価値の高いもの
- ⑤ 流派的又は地方的特色において顕著なもの
- ⑥ 石塔類等は、歴史的価値が高く完型または完型に近いもの

###### (2) 絵画・彫刻

- ① 各時代の遺品のうち製作優秀で大分県の文化史上特に貴重なもの
- ② 大分県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- ③ 題材、品質、形状又は技法等の点で特異性を示すもの
- ④ 作者、流派又は地方的特色において顕著なもの
- ⑤ 渡来品で大分県の文化にとって特に意義のあるもの
- ⑥ 大分県の歴史上重要な人物又は本県出身者の手になるものですぐれたもの

###### (3) 工芸

- ① 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- ② 大分県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- ③ 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- ④ 渡来品で大分県の工芸史上意義が深く、密接な関連を有するもの
- ⑤ 大分県に在住した作家又は本県出身者の手になるものですぐれたもの

###### (4) 書跡・典籍

- ① 書跡は、大分県の歴史に重要な関係をもつ人、又は本県に在住した歴史上著名な人の手になる古筆、法帖等で価値の高いもの
- ② 典籍は、大分県の文化に密接な関係のあるもので原本、優秀な古写本又は歴史的若しくは系統的にまとまっている重要な版本等
- ③ 渡来品で大分県の文化に特に意義のあるもの
- ④ ①から③までに掲げるもののうち明治以降のものについては、大分県の歴史上重要なもので比較的まとまっているが遺逸のおそれのあるもの

###### (5) 古文書

- ① 古文書類は、大分県の歴史上重要と認められるもの
- ② 日記、記録類（絵画・系図類を含む）は、その原本又はこれに準ずる写本で大分県の文化史上貴重なもの
- ③ 木簡、印章、金石文等は記録性が高く、かつ、学術上重要と認められるもの
- ④ 渡来品で大分県の歴史上特に意義のあるもの

###### (6) 考古資料

- ① 県内の出土品または伝世品で、大分県の文化史上貴重なもの
- ② 各時代の遺物のうち類例がまれで、かつ、学術的価値の高いもの
- ③ 各時代の遺物のうち標準となる典型的なもの
- ④ 発掘調査等による一括出土品でその時代の特徴を示すもの

###### (7) 歴史資料

- ① 政治、経済、社会、文化、科学技術等大分県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- ② 大分県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- ③ 大分県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- ④ 渡来品で大分県の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

##### 2. 無形文化財の指定基準

###### (1) 芸能関係

- ① 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち芸術上価値の高いもの
- ② 県内に伝承された古武術で、本県独特の特色をもちその技術を正しく伝えるもの
- ③ 地方的又は流派的特質が特に顕著なもの
- ④ 芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で、特に優秀なもの

###### (2) 工芸技術関係

- ① 県内に伝承された陶芸、漆芸、染色、木工又は金工等の技術のうち、器材、技法等が手工業的であり、技術的にすぐれたもの

##### 3. 無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

###### (1) 芸能関係

- ① 無形文化財に指定される芸能又は芸能技法（以下「芸能又は技法」という。）を高度に体現できる者
- ② 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- ③ 二人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員
- ④ 芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

###### (2) 工芸関係

- ① 無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者
- ② 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- ③ 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

- ④ 工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

#### 4. 史跡名勝天然記念物の指定基準

##### (1) 史跡

次に掲げるもののうち大分県の歴史を正しく理解する上で重要であり、かつ、その遺跡の規模、遺構及び出土遺物等において学術上価値のあるもの又は保存上重点的な措置が必要なもの

- ① 洞穴、貝塚、住居跡、古墳その他この類の遺跡で、よく原型を保っているもの
- ② 国郡庁跡、城跡、古戦場その他政治に関する遺跡のうち代表的なもの
- ③ 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏、環状列石その他祭祀信仰に関する遺跡のうち学術的価値の高いもの
- ④ 藩学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- ⑤ 菓園跡、慈善施設、その他社会事業に関する遺跡
- ⑥ 一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窠跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡で、当時の形態を比較的保っているもの
- ⑦ 墳墓並びに碑
- ⑧ 旧宅、園地、井泉、樹石等で歴史上由緒の深いもの
- ⑨ 外国及び外国人に関する遺跡

##### (2) 名勝

次に掲げるもののうち大分県のすぐれた風土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては風致景観の優秀なもの又は名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては芸術的又は学術的価値の高いもの

- ① 公園又は庭園
- ② 橋梁又は築堤
- ③ 花樹、花草、紅葉又は緑樹などの叢生する場所
- ④ 鳥獣又は魚虫などの棲息する場所
- ⑤ 岩石又は洞穴
- ⑥ 峡谷、瀑布、溪流又は深淵
- ⑦ 湖沼、湿原、浮島又は湧泉
- ⑧ 海浜又は島嶼
- ⑨ 火山又は温泉
- ⑩ 山岳、丘陵、高原、平原、河川又は展望地点

##### (3) 天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で大分県の自然を記念すべきもの

##### 動物植物

- ① 県内に生育し又は生息する稀少、かつ、重要な動物植物及びその生息地又は生育地
- ② 動物物の分布上の限界地、繁殖地、渡来地又は自生地であつて重要なもの
- ③ 保護すべき天然記念物に富んだ代表的な一定の区域
- ④ 個体数が少なく又は絶滅の恐れのある動物物のうち学術的に貴重なもの
- ⑤ 原生林、社叢、並木及び植物群落で代表的なもの又は学術的に貴重なもの並びに巨樹、名木、奇形樹及び栽培植物の原木等

- ⑥ 特に貴重な動物物の化石等の標本  
地質鉱物

- ① 県内に存在するまれで重要な岩石又は鉱物
- ② 特殊な岩石、鉱物又は化石及びその産地
- ③ 特殊な地形、地層又は地質学的現象を示す場所

#### 5. 有形民俗文化財の指定基準

次に掲げるもののうちその形様、製作技法又は用法等において大分県民の基盤的な生活文化の特色を示すもの

- ① 衣食住に用いられるもの（衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家庭調度又は住居等）
- ② 生産、生業に用いられるもの（農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具又は作業場等）
- ③ 交通、運輸、通信に用いられるもの（運搬具、舟車、飛脚用具又は関所等）
- ④ 交易に用いられるもの（計算具、計量具、看板、鑑札又は店舗等）
- ⑤ 社会生活に用いられるもの（贈答用具、警防用具、刑罰用具又は若者宿等）
- ⑥ 信仰に用いられるもの（祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具又は社祠等）
- ⑦ 民俗知識に関して用いられるもの（暦類、卜占用具、医療具又は教育施設等）
- ⑧ 民俗芸能・娯楽・遊戯に用いられるもの（衣装、道具、楽器、面、人形、玩具又は舞台等）
- ⑨ 人の一生に関して用いられるもの（産育用具、冠婚葬祭用具又は産屋等）
- ⑩ 年中行事に用いられるもの（正月用具、節供用具又は盆用具等）

#### 6. 無形民俗文化財指定基準

##### (1) 風俗慣習

- ① 由来、内容等において大分県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- ② 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

##### (2) 民俗芸能

- ① 芸能の発生又は成立を示すもの
- ② 芸能の変遷の過程を示すもの
- ③ 地域的特色を示すもの

#### 7. 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準

##### (1) 風俗慣習

- ① 由来、内容等において大分県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- ② 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

##### (2) 民俗芸能

- ① 芸能の発生又は成立を示すもの
- ② 芸能の変遷の過程を示すもの
- ③ 地域的特色を示すもの

- (3) 無形の民俗文化財のうち、前二項には該当しないが有形民俗

文化財の特質を理解するため必要なもの

#### 8. 県選定保存技術の選定基準

##### (1) 有形文化財等関係

- ① 県指定の有形文化財、有形民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの（次号において「有形文化財などの修理等の技術又は技能」という。）で保存の措置を講ずる必要のあるもの
- ② 県指定の有形文化財などの修理等の技術又は技能の表現に欠くことのできない材料の生産若しくは製造又は用具の製作等で保存の措置を講ずる必要のあるもの

##### (2) 無形文化財等関係

県指定の無形文化財又は無形民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸能の技法、工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理又は材料の生産・製造等で保存の措置を講ずる必要のあるもの

#### 9. 県選定保存技術の保持者又は保持団体の認定基準

##### (1) 保持者

選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

##### (2) 保存団体

選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体〔民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する法人を含む。〕で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの

# 大分県文化財保存活用大綱

－ 地域とともに活かして守る 大分の文化財 －

令和3年3月

発行：大分県教育委員会

編集：大分県教育庁文化課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

TEL：097-506-5498

E-mail：a31700@pref.oita.lg.jp

HP：https://www.pref.oita.jp/site/bunka/

印刷：株式会社高山活版社

〒870-0943 大分市片島尻込301番地の1

TEL：097-568-8227



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

令和2年度文化庁文化芸術振興費補助金  
(地域文化財総合活用推進事業)